

平成17年第3回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成17年12月14日(水曜日)

議事日程 第2号

平成17年12月14日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◆出席議員（44人）

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> 1番■島崎栄一君△ | 2番▲鈴木俊夫君 |
| <input type="checkbox"/> 3番■高橋市郎君△ | 4番▲牧繪敏彦君 |
| <input type="checkbox"/> 5番■久保秀雄君△ | 6番▲林喜一君 |
| <input type="checkbox"/> 7番■小野章一君△ | 8番▲中村正君 |
| <input type="checkbox"/> 9番■安達澄君△ | 10番▲鈴木幸久君 |
| <input type="checkbox"/> 11番■河合幸雄君△ | 13番▲森下直君 |
| <input type="checkbox"/> 14番■中里英夫君△ | 15番▲松井田均三郎君 |
| <input type="checkbox"/> 16番■原澤好治君△ | 17番▲根津公安君 |
| <input type="checkbox"/> 18番■速水一浩君△ | 19番▲馬場春夫君 |
| <input type="checkbox"/> 20番■山岸勝君△ | 21番▲本多秀二君 |
| <input type="checkbox"/> 22番■今井肇君△ | 23番▲傳田創司君 |
| <input type="checkbox"/> 24番■石田武男君△ | 25番▲松井秀明君 |
| <input type="checkbox"/> 26番■番場正吉君△ | 27番▲西田美江君 |
| <input type="checkbox"/> 28番■小野登美司君△ | 29番▲富澤豊君 |
| <input type="checkbox"/> 30番■林多加志君△ | 31番▲林由紀男君 |
| <input type="checkbox"/> 32番■竹内慎吉君△ | 33番▲持谷順一郎君 |
| <input type="checkbox"/> 34番■木村光一君△ | 35番▲生方昭一君 |
| <input type="checkbox"/> 36番■高橋忠夫君△ | 37番▲神保啓光君 |
| <input type="checkbox"/> 38番■戸田宣男君△ | 39番▲倉澤長男君 |
| <input type="checkbox"/> 40番■小崎洋一郎君△ | 41番▲高橋光夫君 |
| <input type="checkbox"/> 42番■大坪進君△ | 43番▲真庭幸男君 |
| <input type="checkbox"/> 45番■阿部源三君△ | 46番▲増田宗利君 |

◆欠席議員 なし

◆職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

- 議会事務局長■矢野義夫 △議事係長▲内田保
 書記■澤浦厚子 △書記▲深代和恵

◆説明のため出席した者

- 町長■鈴木和雄君△助役▲腰越孝夫君
 収入役■大川浩一君△総務課長▲真庭幸雄君
 水上支所長■阿部正一君△新治支所長▲石坂一美君

□財政課長■木村一夫君△地域振興課長▲林昭君
□稅務課長■林文博君△保健福祉課長▲原澤和己君
□環境課長■阿部正君△農政課長▲阿部行雄君
□商工觀光課長■阿部一司君△建設課長▲鈴木初夫君
□上下水道課長■青山実君△教育長▲登坂義衛君
□学校教育課長■小泉行夫君△生涯學習課長▲宮下達男君

開 議

午前10時開議

議 長（増田宗利君） おはようございます。ただいまの出席議員は44名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（増田宗利君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次質問を許可いたします。

まず、18番速水一浩君の質問を許可いたします。

（18番 速水一浩君登壇）

18番（速水一浩君） おはようございます。18番速水でございます。ご指名をいただきましたので、通告による一般質問をさせていただきます。

皆様ご存じのように、義務教育費国庫負担制度は憲法第26条で、すべての国民に教育を受ける権利を保障したことにより、その権利を実現するための制度であり、機会均等、水準確保、無償性を根幹とし、国の責務として創設されたものであり、以前は教材費も含まれていたが、昭和60年ごろから徐々に一般財源化が進み、現在では小・中学校教職員の給与費5兆円が主なもので、その2分の1の2.5兆円を国が持ち、残りの2分の1を都道府県が持つこととされています。

さて、三位一体改革に伴う義務教育費国庫負担金の一般財源化については、「骨太方針2003」で4兆円の国庫補助負担金の削減案の例示として示されたことにより議論が始まり、政府が「骨太方針2004」で地方6団体に対し、国庫補助負担金削減の具体案の取りまとめを要請したことにより、地方6団体は平成16年8月24日に国庫補助負担金に関する改革案を取りまとめ、その中で義務教育費国庫負担金の中学校教職員の給与費8,500億円を削減し、移譲すべしと明記しました。その後、教育関係団体や地方議会の反発もあり、平成16年11月26日の三位一体改革についての政府与党合意では、暫定的に1年間に限り中学校費の2分の1の4,250億円を移譲対象負担金とし移譲し、義務教育費国庫負担金の一般財源化については中央教育審議会へ議論の場を移し、17年秋までに結論を得ることとしました。

中教審ではその要請を受け、義務教育特別部会を設置し、平成17年2月28日に第1回会議を開催以来、8カ月間で41回の議論を重ね、平成17年10月26日に中教審としては異例の採決による最終報告を取りまとめました。ちなみに採決結果は、賛成22・

反対3・棄権2で、反対の3人は地方6団体の代表であり、その内容は、現行の義務教育費国庫負担制度の堅持でありました。ところが、本年11月30日の三位一体改革についての政府与党合意は、地方案と中教審案の折衷案のような、小・中学校教職員の給与費の国庫負担割合を3分の1とし、8,500億円程度を税源移譲するというものであり、旧水上町議会・旧月夜野町議会では、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を政府に提出し、旧新治村議会も同一内容の請願を趣旨採択しております。また、全国の65%の市区町村議会が同一内容の意見書を政府に提出していることを考えたとき、さらにみなかみ町議会の議長も全国町村議長会の一員であるわけですが、数千人規模の地方6団体の決議集会の場で異論など言えるわけがなく、そんなことを考え合わせるとき、地方6団体の、特に全国自治会の一部の暴走のような気がしてなりません。

このような状況下で町長にお尋ねをいたします。全国町村会も地方6団体の一員であると思いますが、全国町村会の一般財源化についての結論とその理由について、簡単にご説明ください。さらに教育長には、本年11月4日に全国都道府県教育長協議会が、平成18年度文教予算に関する特別要望の中で一般財源化に触れていると思いますが、その結論と理由について簡単にご説明ください。お願いします。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 速水議員のご質問にお答えいたします。

三位一体改革に伴う義務教育費国庫負担金の一般財源化については、全国町村会が単独で求めたものではなく、先ほどからお話がありましたように政府の国庫補助負担金改革の具体案の取りまとめの要請を受けまして、全国町村会を含めた地方6団体の総意として提案した国庫補助負担金等に関する改革案の中に含まれているものであります。

地方分権の理念に沿って財政面における地方の自由度を高め、地域の特性を生かし、多様な人材を育てるために求めたものであります。本年11月30日に出された国と地方6団体が合意した三位一体改革にかかわる国庫補助負担金の改革及び税源移譲の中で、義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担金制度を堅持する。その方針のもとに費用負担については小・中学校を通じて国庫負担の割合は3分の1とし、8,500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施するとされ、地方6団体が求めた全額廃止には至らなかったわけであります。

理由としては、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担金制度を堅持する方針のもとにあるように、義務教育は国民の権利・義務にかかわるものであり、教育の機会均等と教育水準の維持等の保障は国の責務であるという慎重論が根底の理由にあるものと思っております。

国庫補助金が8,500億円程度削減されるということですが、この部分は個人住民税による一般財源化であります。その配分方法は、人口割合によるものとされております。したがって、税収の多い東京・大阪を除く40都道府県で、義務教育の財源が不足することとなります。この財源不足を埋めるには、税収が期待できない中でよりどころによる地方交付税が、同じく三位一体の改革により削減をされようとしております。市町村におきましては、国庫補助負担金が平成17年度税制改正により所得税から個人住民税へ本格的な税源移譲が実施をされます。地方交付税制度の改正、国庫補助金については、三位一体の改革により市町村財政を根底から揺るがす状況になると危惧をいたしております。この改革も一定の方向が示されたわけでありまして、続いて地方交付税改革に着手をしようというのが、今、総務省・財務省のとられている姿勢でありまして、今後の動向に極めて関心を持ちながらも、どのような方向が示されるのか大変に心配をいたしているところであります。

18年度当初予算の編成に当たりましては、国債を30兆円ぐらいにするということから4兆円ほどの減額が言われておりまして、これに伴って地方交付税を2億円も減額しようというような話も出ているわけでありまして、大変に心配もいたしております。それだけにまた町村会といたしましても、力を一つにして、これからの三位一体改革が少しでも地方自治体のためになるように一層努力をしなければならないというふうに思っているところであります。

議長（増田宗利君） 教育長。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） 速水議員の質問にお答えします。

全国都道府県協議会一般財源化の結論ということですが、結論は堅持してまいりたいということでもあります。

理由ですが、3点ありまして、まず教育の質の向上。大分細かい説明もあるのですが、それほど細かくは要らないと思うのですが、質を向上させるために、特に教員の要請あるいは研修等、やはりそういうことを考えると国庫負担が望ましい。2番目、財源確保の確実性、それから予見可能性ということによって言っています。結局任されてしまうと不安定になるので、国できちんと2分の1を持てば安定をする。また、先のことともわかるという理由だと思えます。なお、義務教育は、昨日申し上げました標準法というものがあまして、2分の1を法律化したわけですが、それを崩すということは、確実性、予見可能性ということに問題があるということになると思えます。それから、一般財源化された場合の町への影響ということですが、今、町長の答弁のとおりであると思えますが、特に標準法で確保されていますけれども、ほとんどが教職員の給料です。

ただ、心配されるのは、特配措置というものをやっていますね。小人数学習等の生徒指導、そういった点で特配措置をしていますから、そういう特配措置の配置の教員が、あるいは減らされるようなことが起きるかもしれない。そういう心配は多分にあると思います。

以上であります。

議長（増田宗利君） 速水一浩君。

（18番 速水一浩君登壇）

18番（速水一浩君） 教育長には両方答えていただいたので、お戻りになって大丈夫だと思いません。

町村会と教育長の協議会というのは、やはり真っ向から対立をしている。今回、ある一面では文部科学省の関連団体の抵抗勢力という見方もあるのですが、逆に義務教育ということを見ると、この堅持というのはやはりひとつ非常に大事な事なのかと。この一般財源化を町村会は全額求めているわけですし、あくまでも教育長協議会の方は堅持を求めます。これは後の質問にも出てくると思うのですが、教育委員会のあり方というものにも、通例ですと町四役のうち2人が違う方向を向いているわけなので、非常に大事な事なのかというように思います。

また質問を続けさせていただきます。

それでは、再度お二人にお尋ねをします。この問題について2人の個人的見解。町村会の先ほどの意見は、国庫補助負担金を全額税源移譲しろ、教育長会の方は堅持をすることでありました。それについてのお二人の個人的見解をお聞かせいただければと思います。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 一応町村会としてはそういう方向を、地方6団体の一員の中に入って方向を出したわけです。

私としてはやはり一般財源化はあっていい、このように思います。しかし、この教育関係の教員の人事権というものは市町村長にないわけですね。だから、一般財源化を実現すると同時に、今、例えば人事権は県にありますけれども、やはり町立になっているわけですね。したがって、そこにいる市町村長にあってもやはり人事権というものは、私はなければおかしいのではないのかというような感じがします。

そういう方向に持っていくためにも、やはり国は今回3分の1を残して、何とか今までの制度を維持する上にあって介入をしていこうということでしょうけれども、やはりそれは地域に一般財源化して地域に任せても、私はよろしいのではないのか、そのように思っています。

議 長（増田宗利君） 教育長。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教 育 長（登坂義衛君） 私は教育長になってから、旧水上町のときですけれども、教育長の文部省派遣がありまして、群馬県で1名ということで選ばれて行ったのですけれども、中央政府、文部省を訪れたのですけれども、アメリカは、当時、州に中央から出す金が平均7%ということなのですね。その結果が、クリントンの言葉にもありますが、アメリカの教育の危機ということが出たわけです。これはどういうことかということ、もう州が全部賄いますから、教育課程も何も州は自由にやるわけですね。そうすると、結局招いたのは学力低下があったわけですね。それがアメリカの教育の危機ということです。地方分権と中央集権というのはバランスが非常に難しいということを感じました。ですから、日本の今の社会情勢、国情を考えると、私はやはり2分の1を賄ってもらった方が安定すると思います。アメリカの場合には国が広いですし、州の独立性ということで税も違うくらいですから、たばこをこちらの州で買うと安いとか高いとかということがあるほどです。州に任されたものが多いという良さと、そういった教育の危機を招くような、いわゆるバランスの大変さというものを感じたのです。私は、まだそういう日本の国情を見ると、中央集権は困るけれども、やはり2分の1負担というのは格好の考え方ではないのかというように思っております。

議 長（増田宗利君） 18番速水一浩君。

（18番 速水一浩君登壇）

18番（速水一浩君） 今、教育長からアメリカの話が出たのですけれども、イギリスもやはり今年度から全額を国庫負担ということに改正をされるそうです。どうしても地域格差が出てくるというのがやはり一つ大きな要因になるような話だと思っております。町長も当然一番おわかりになっているのだと思っておりますけれども、これから毎年3億円の経常経費の赤字が生まれる。そういう中で一般財源化されて、これが義務的経費だからといって、どうしても手をつけられなくて教員に払わなくてはいけないのだけれども、でもこっちもしなくてはならない。債権団体になるわけにいかないといったときに、やはり使ってしまうかなと、そんな憶測にはなるのかもしれないですけれども、非常に危険性の予見性があるというか、そういう感じがしてなりません。

いずれにしても、義務教育費国庫負担金は義務的経費であり、移譲されてもうまみはなく、また中教審の特別部会の議論をインターネットで見ている、地方6団体の3兆円の機関税による恒久移譲が最優先されているようにしか見えません。

次の質問に入ります。平成16年8月の地方6団体の国庫補助負担金に関する改革案の中に、教育委員会の設置を地方自治体の選択性にすべきとあり、先日出された第28次地

方制度調査会の答申にも教育委員会の正確性が疑われていますけれども、このことを町長はどうお考えになりますか。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） ただいまのご質問については、私もまだ不勉強でございます。基本姿勢といたしましては、やはり教育基本法をもとにして、今、日本の教育はされているわけがありますから、この教育基本法を堅持する中でやはり教育行政というものは進めていきたい。そういう中で、今、確かに教育委員会の設置や、それをやめた方がいいという一つの議論はあります。私自身も、実は地域連携首長会という一つの会を設けまして、提言実跡首長会議ということに名前を変えていますけれども、そういう中でも教育委員会のあり方等についていろいろと議論は重ねております。しかし、その委員会としての結論もまだ出ておりません。全国町村会はそういうこととしても、我々の方としても結論には至っておりませんし、私自身も最終的な考え方を決めた、自分自身はこう思う、そういうところまで至っておりませんので、この程度にさせてもらいたいと思います。

議長（増田宗利君） 18番速水一浩君。

（18番 速水一浩君登壇）

18番（速水一浩君） 町長の先ほどの答弁の中にもあったと思うのですが、政治が教育に介入するというのは、私はうまくないというふうに思うのですよ。その意味合いで、小さい地方公共団体の首長は、やはり人数が少ないからといって、教育委員会にかわるものというような形の中で提言をしていくところもあるみたいなのですが、その選択性ということが果たして、例えばみなかみ町で教育委員会を設けなかったと。ということは、町長がほとんど権限を持って教育行政を行う。そうすると、4年たったときに、あるいは途中で2年・3年のときに変わったら、また教育方針が変わるというようなこともあり得てくる、ということは、やはり継続性ということと安定性という観点からすると、教育委員会というのは独立してあるべきではないかというふうに思います。

先ほど教育長の方から、義務教育費国庫負担金が一般財源化されたら町にどのような影響があるでしょうかという問いに対する答えはもういただいております。先ほどからの議論の中でも、基本的にやはり歳入不足に対する一般財源化の使途ということをずっと考えざるを得ないわけですが、その辺は皆さんの給与と同じなのですね、今回の国庫負担金については職員の方の給与と同じで、水上町では手当に手をつけたという経緯があるわけです。そうすると、例えば旧水上町と旧月夜野町の教職員の給与に格差ができる。そういうこともあり得るということになるわけなのですが、その辺についてはどのようにお考えになりますか。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 今の速水議員のご質問の内容をよく理解できないのですけれども、教員の給与が減額になったというのですか。

議長（増田宗利君） 18番速水一浩君。

（18番 速水一浩君登壇）

18番（速水一浩君） 基本的にできるわけですよ、それは守らなければならないという法律のもとにあるわけですけれども、それはどうしてもできないときには何らかの方策がとれるのだと思うのです。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） だから、先ほどのお話のとおり一般財源化、その問題につきましても、人事権は県にありますよね。市町村にはありませんから。要するに一般財源化されたものを、職員の給与を払わないとか、そういうことはできないわけですよ。だから、今、言われたようなことは私は起きないと思うのです。

議長（増田宗利君） 18番速水一浩君。

（18番 速水一浩君登壇）

18番（速水一浩君） 失礼しました。その先のことだったので、当然これからは、要するに町村にも振られるというふうには私は考えるのですよ。それは何かというと、義務教育費国庫負担金が税源移譲されても、今回、都道府県に移譲されるわけですから、実際町には関係ないわけです。今それを言っているのが町長の話で、今回、政府と与党が合意したのは3分の1というのがあるわけですよ。この3分の1というのは何かというのをずっと考えるのですけれども、当然、今、教育を担っているのは国と都道府県と市町村で、それぞれがそれぞれの役割を担っている。ただ、お金を出しているのは国と県だ。3分の1にしたということは、3分の1、3分の1、3分の1。あるいは権限も、先ほど町長が言われているように人事権があってもいいのではないのか。もうそういう議論になってきていますよね。人事権も、例えばもう市町村単位ではなくて、学校単位に人事権を預けてもいいのではないのか、そういう議論もかなりされているのだと思うのです。そんな観点からすると、最終的にそういう懸念もあるかということで、ちょっと失礼をいたしました。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） この問題につきましても、つい先日この方向が示されたわけでありまして、私自身もそこまで、今、速水議員が言われるようなことまで思いをめぐらして考えはまだ

持ち合わせておりません。

議長（増田宗利君） 18番速水一浩君。

（18番 速水一浩君登壇）

18番（速水一浩君） それでは、最後になりますけれども、文部科学省の推計によると、今の47都道府県のうち40道府県で先ほどの税源移譲額が減り、減った分を交付税で補うとしているが、交付税が抑制方向にある以上、補完されるとは思えず、現状の教職員の数を確保できない道府県がかなり出ると思われる。このことにより、当町のように小規模校を抱える町村には半強制的な統合勧告も考えられ、非常に危惧されるところであります。また、国庫負担率を3分の1にしたこと、地方分権一括法の施行により教育関連事務が自治事務になったこと、市区町村や学校に権限を拡大する動きがあることを考え合わせると、最後には我々町村にも3分の1の負担を求められるような気がしてなりません。

町長は合併協の中で「子供を産み育てるなら みなかみ町」と標榜し、選挙戦でもマニフェストで「教育と福祉のまちづくり」も掲げ、当選されました。非常に厳しい財政下ではありますが、18年度予算でも教育関連予算をしっかりとっていただくことをお願いし、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（増田宗利君） 以上で速水一浩君の一般質問を終了いたします。

次に、40番小崎洋一郎君の質問を許可いたします。

（40番 小崎洋一郎君登壇）

40番（小崎洋一郎君） 40番小崎洋一郎でございます。議長の許可がありましたので、2項目について質問をし、町長の見解、施策などをお聞きしたいと思います。

まず、建築資材として使用されてきたアスベストであります。最近、その有害性が明らかになってまいりました。アスベスト対策はさきの国会でも議論の対象となり、国は被害者の救済に乗り出すまでになっていることはご案内のとおりであります。アスベストが体内に入ると、20年以上もたってから中皮腫というがんが発生し、死に至るとのことです。ありますから、アスベスト対策は緊急な課題であると考えます。

そこで、1、町内の公的施設、例えば役場、支所、学校、保育園、入浴施設、公衆トイレあるいは公民館、観光会館、体育施設等にかかるアスベスト使用の有無についての調査は完了しているのかどうかをお伺いいたします。

2、11月7日に総務文教常任委員会の管内視察がありまして、私も同行いたしました。水上中学校の柔道場はアスベスト飛散の危険性があるので、飛散防止の応急措置を実施したとのことでありました。迅速なる対応に感謝し、敬意をあらわすものであります。しかし、応急措置はあくまで応急措置であり、一時的なものであります。抜本的解決策はアスベストの撤去であろうかと考えます。お金もかかることでありますから、年に1カ所とか

2カ所とか、計画的にアスベストを公的施設から撤去していこうとするお考えはあるのかどうかをお伺いいたします。

3番目に、私の居住している地域には小日向会館という建物がございます。近くには鹿野沢会館、湯原会館、小仁田会館など大字ごとに地域住民のよりどころとなっている施設があります。それらの施設は、住民の会議・ダンス・カラオケに利用されたり、時には選挙の投票所となったりしています。町の所有施設ではありませんが住民の安全を守るという観点から、それらの施設についてもアスベスト使用の有無を町が一括して調査してほしいと思いますので、その可能性をお聞きいたします。

4、調査の結果、それらの施設にアスベストが使用されている場合は、町が改善指導を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

5、その際、アスベスト撤去に要する費用の一部を町が援助することが必要と考えます。援助金を拠出することにより事の重大性を住民に理解していただき、速やかなる措置が可能になることが予想されます。アスベスト撤去に財政支援の方向でご検討願えるかどうかをお聞きしたいと思います。

最初に、そこまでご答弁がいただければ幸いです。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 小崎議員のアスベスト問題につきまして答弁させていただきます。

兵庫県尼崎市にある大手機械メーカーの工場周辺住民の健康被害に端を発したアスベスト問題は、学校をはじめ一般家庭までその脅威にさらされております。みなかみ町におきましても、公共施設について、国からのアスベスト使用実態調査に基づき調査を実施しているところであります。調査の結果、現在までに判明している状況については、学校等の教育施設におきましては18施設を調査し、そのうちアスベストが使用されていると思われる施設8カ所のサンプル検査を実施しましたが、その含有量が石綿障害予防規則に定める1%未満であることが判明いたしております。したがって、現状では速やかな除去、封じ込め等の対策を講じる必要がないと判断をいたしております。その他の公共施設についての調査状況は、下牧にあります町営住宅5棟がアスベスト同等の成分を有する白石を使用していましたので、調査しましたところ1%未満であることが判明いたしました。保健福祉施設におきましては、水上地区及び月夜野地区には該当施設がございませんでした。新治地区の保健センター会議室の天井などにアスベストを使用しているおそれがあり、現在、分析調査中であります。社会体育館におきましては、総合体育館、社会体育館、海洋センターなど月夜野地区11施設、水上地区4施設、新治地区8施設の調査を実施した結果、いずれも該当施設がございませんでした。観光施設につきましては、現在、目視による

調査中ではありますが、アスベストが使用されていると思われる施設が1カ所判明いたしておりますので、早急に分析調査を実施いたしたいと思っております。

将来を担う大切な子供たちが集う教育施設をはじめ、おおむねの公共施設で基準内の調査結果が出ておりました安堵しているところではありますが、今後も注意深く対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、地域の住民が利用しております集会所や会館につきましては、その所有形態は旧町村によって異なっておりますが、地域住民の健康問題を考慮した場合、何らかの形で行政が関与しなければならないと考えているところであります。

以上です。

議長（増田宗利君） 小崎洋一郎君。

（40番 小崎洋一郎君登壇）

40番（小崎洋一郎君） ありがとうございます。先ほど私は水上中学校の柔道場にかかわって発言したのですが、応急措置が施されているわけですね。そこで、その応急措置はやはり応急措置で、一時的なものであります。だから、ああいうところの施設からアスベストを除去してほしいとは思っているのですが、そういうことを行うお考えがあるかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（増田宗利君） 財政課長。

（財政課長 木村一夫君登壇）

財政課長（木村一夫君） 水上中学校の体育館につきましても調査をさせていただきまして、1%未満ということで、とりあえず健康被害には影響がないと考えておりますけれども、心理的に非常に子供たちに与える影響があるかと思っておりますので、今、ビニールで覆っておりますけれども、今すぐ健康被害はございませんが、今後、対応はとらせていただきたいと思います。

議長（増田宗利君） 小崎洋一郎君。

（40番 小崎洋一郎君登壇）

40番（小崎洋一郎君） 町長の答弁を私が聞き逃したのかもしれませんが、地域にある公民館といいますか、会館といいますか、それらの施設にアスベストが使用されていた場合、撤去するときに財政的支援をする方向でご検討願えるかということなのですが、その辺をもう一度お答え願いたいと思っております。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） それぞれの地域にあります集会所、会館等につきましても、それぞれの所有の形態が違いますので一概に言えない点があるかと思っておりますけれども、小崎議員が言わ

れますように地域住民の方が集まる場所であるだけに、やはり行政としてもこのアスベストのチェックをして、対策をとる必要があるとするならばこれとは違っていかなければならないというふうに考えています。

議長（増田宗利君） 小崎洋一郎君。

（４０番 小崎洋一郎君登壇）

４０番（小崎洋一郎君） 前向きなご答弁と受け止めて、次の問題に入らせていただきます。

次に、耐震問題にかかわって２点質問したいと思います。

地震は、奥根地方には発生しないかもしれません。また、発生するかもしれません。しかし、大地震が発生すると大災害となるのは、だれでも知るところであります。自宅が倒壊した場合は、町が指定する避難所で町民は避難生活を強いられることとなります。中越地震では１０万人を超える人たちが避難所生活をしました。現地に行ってみると川口町では、それは公民館であったり、生涯学習センターであったり、学校の体育館であったり、泉水小学校では、小学校の調理室が避難生活をする場所に当てられておりました。阪神淡路大震災ではテント生活者も多数いたのは、ご承知のとおりでございます。我が町では、外を見ればおわかりのように、テント生活を送ってほしいというわけにはまいりません。どうしても震度７に耐える公共施設が必要であります。人口２，０００人当たり１カ所、旧水上町でいえば３カ所、学校の体育館あるいは町の公民館でもよろしいと思いますけれども、耐震強化を施した施設を確保していただき、町民に最後のよりどころを明らかにしていただきたいとご提言申し上げる次第であります。

次に、住民の声をお届けいたします。新聞・テレビで、連日、姉齒建築設計事務所による耐震強度偽造問題にかかわるニュースを報道しております。そのニュースに接するたびに、近所にある大宮ホテルのことが気になります。地震が起こったら、大宮ホテルは倒壊するのではないのでしょうか。既に看板の一部は落下し、建物の外壁は剥落を始めております。町は、まちづくり交付金のもとにまちなか再生を図るべく整備を開始すると聞いておりますが、片や廃屋となり、水上駅前に幽霊屋敷を放置しておくのは、観光地としてのイメージダウンにつながると思います。行政の努力で撤去していただけないのでしょうか。これがお一方です。もう一方の声もお届けいたします。大宮ホテルの建物は町道に食い込んでおり、違法性があります。また、赤線上にも建物が建てられており、その対策として地下道をつくったが、地下道には水がたまり、夏はボウフラのすみかとなり、結局赤線は通行不能となっている。もう２０年間以上残骸をさらしているのです、早く取り壊してほしいとのことであります。お二方とも大宮ホテルのご近所の方たちです。持ち主を特定して速やかな撤去を求めるなど、行政としてできる廃屋撤去の方策をお伺いしたいと思います。

以上。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） ご質問にお答えいたします。

まず、第1番目といたしまして、耐震問題についてであります。避難所の耐震強化策を問うということではありますが、災害に対する避難所は、各地区における集会所や学校等の公共施設が指定される場所です。これらの施設についての耐震の強化策ということでもありますけれども、ご承知のとおり阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、震災対策について諸施策が進められております。建築物の耐震改修の促進に関する法律等も施行され、学校や体育館等の多数の人が集まる建物については、その規模により耐震診断を行い、耐震改修に努めることになっており、必要に応じ、順次、補強工事を計画したいと思っております。

災害時の避難施設については、町の施設、学校施設、各地区の集会所等を想定しているわけですが、耐震構造の観点では、最近の建物で大規模なものはその基準で建築をされております。木造で階数が2階以下のような小規模の建物については、壁状や筋違いのチェックがされるだけで、法令上の構造計算が課せられていません。各地区の集会所などは古いものもあり、また小規模の木造も多く、したがってすべてが耐震性を満たしているものとは言えないと思います。今後、これらについて国の耐震診断支援制度等も考慮しながら、耐震診断について検討していきたいと思っております。

いずれにしても、あつてはならないことではありますが、地震災害は集中豪雨などとは違い、広範囲の被災が想定されます。施設の安全が確認・確保されたものを避難施設として、適切な避難指導をしていかなければならないと考えております。

続きまして、廃屋の撤去についてのご質問でございます。旧大宮ホテルというお話が出ました。私自身もこのたびの選挙戦に当たりましてその地区を訪問し、地域住民の方から小崎議員の言われたようなご意見も伺ってきました。廃屋であるだけに、何らかの拍子で落下物があって、地域住民の皆さん方が危険な目にさらされたという話を伺っておりまして、これに対する対策はないのかということもお聞きをいたしております。そういうことでありまして、これに対する対策についてとれる方法はないかということで、町の顧問弁護士等にも相談をしているところであります。しかし、現状におきましては私有財産でありまして、現行の法律では解体命令はできないわけでありまして、また、公費を使い、取り壊しをすることについては、町民の理解が得られない可能性もあります。しかし、土地利用の観点から、公共施設等をつくるための手法として、税等の滞納処分により競売にかけて処分する方法はありますが、土地に解体費用を含めるためにほとんど落札者がいないと聞いております。このような物件は、まずは土地・建物等を含め登記簿謄本により所有

者を特定して、危険であるための解体等の行政勧告を、当面はするしかないだろうということでもあります。今後、顧問弁護士にも十分に相談に乗っていただく中で、何らかの対策がとれる方法を生み出していきたいというように考えております。

既に新治地区におきましては2件のホテルが廃屋になりまして、これを対策した経験もあるわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、やはり競売物件になったものを村が買い受けて、それに対しての対策をとったというのが実態でありまして、できるならばそのような方向が導き出せれば、町としての対策をする道も開けてくるのかというような感じを持っているところであります。ともあれ実態をよく把握しませんと対策等もとれませんので、まずは、先ほど申し上げましたように登記簿謄本を取り寄せまして、いろいろ専門家にも相談に乗っていただく中でその方向を決めていきたい、このように考えております。

議 長（増田宗利君） 小崎洋一郎君。

（40番 小崎洋一郎君登壇）

40番（小崎洋一郎君） 最初の問題ですけれども、実は水上町には19カ所、町が指定する避難所があるわけなのです。そこへ前町長は、その19ある避難所の中で第1避難所、第2避難所というのですか、そういうことも考えていてそうになっているというのですけれども、最終的な避難所として旧水上町が指定していたところ、それはまだ耐震強化が施されていないという理解を私はしているのですよね。それで、どうしてもやってほしいと、こういうことなのです。ただ、こういう災害問題を論議するときには、お互いに被災者の身になって考えて、それなりの発言や答弁があるのですけれども、では具体的に耐震補強を来年度から、あるいは2年後からやりたいとかという具体的なご答弁がなかなかいただけないのですけれども、そこら辺はいかがでしょう。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） そういう旧水上地区におきまして、そういう建物を指定していたということについて初めてお聞きしたのですけれども、確かに良いことだと思います。新治地区・月夜野地区も指定しているとは聞いていないのですけれども、やはり水上地区で指定したようなことも、新町みなかみ町にあっても取り入れていくことは肝要かと思えます。

そういう中で、補強の問題のことでございますけれども、できるならば順次計画的にそれをしていくのが一番賢明かと思えます。財政状況等も見ながらいろいろと検討してまいりたいというふうに思えます。

議 長（増田宗利君） 小崎洋一郎君。

（40番 小崎洋一郎君登壇）

4 0 番 (小崎洋一郎君) 最終的には財政問題というところに行き着いてしまうので、だからその執行権を持っている町長をお願いをし、ご提言を申し上げているところであります。先ほども言いましたように、人口2,000人当たり1カ所程度の、地震に崩れない公共施設を確保してほしいということをお願い申し上げ、この件は終わりにします。

それから、次の大宮ホテルの件ですけれども、実は設計したのは田中設計事務所、建設にかかわったのは沼田市にある萬屋建設で、それでご近所の方もその所有者との連絡がとれる方がいらっしゃいます。そして、大宮ホテルが撤退した後も、下の敷地が駐車場になっていて、その駐車場を管理していた方がいらっしゃいまして、1台につき月額4,000円の駐車料金を徴収されていた方がいるわけですね。だから、その方が、大宮ホテルの所有者に多分送金をしていたのだと思うのです。いろいろ手がかりがあるので、ぜひ持ち主を特定して、先ほどご答弁いただいたようにその所有者に適切な指導をしていただきたい、そのことをお願いして私の質問を終わりにいたします。

議長 (増田宗利君) 以上で小崎洋一郎君の一般質問を終了いたします。

議長 (増田宗利君) この際、休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時56分休憩

午前11時7分再開

議長 (増田宗利君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 (増田宗利君) 次に、6番林喜一君の質問を許可いたします。

(6番 林 喜一君登壇)

6 番 (林 喜一君) 6番林喜一でございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず、先般行われました町長選で立派な成績でご当選を果たした鈴木町長に、心よりお祝いを申し上げます。

そこで、選挙戦の中、あるいは所信表明の中で除雪対策に触れていただき、豪雪地域に住む私は安堵したところでございます。が、この12月定例議会において大勢の証人のおられる中で、いまいちど除雪対策に限り質問をさせていただきたいと思っております。旧水上町において、除雪対策の取り組みはそれなりに評価できるものでございました。3カ町村の合併の話が持ち上がり、特に藤原地区の住民は除雪対策のサービス低下に懸念を示し、合併反対を唱える者が大勢を占め、私もその一人でございました。腰越前町長の話伺い、「除雪対策は合併後も万全の体制をとっていくように協議を重ねていく。また、この件に

については一步も引かない。」と強い発言をいただき、この合併に臨んだわけでございます。いよいよスタートしたみなかみ町はまさに冬本番を迎え、NHKの天気予報では「みなかみ町北毛では大雪注意報」などと報道しております。みなかみ町北毛といいますと大体藤原を指すわけですが。

そこで、まず鈴木町長に除雪対策についての意気込みをお聞かせ願いたいと思います。お願いいたします。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 林議員のご質問にお答えいたします。

除雪の対策につきまして、町村合併に当たっての藤原地区の皆さん方の考え方、これに対して前町長腰越氏が「今後も合併後も万全な体制で取り組んでいきますよ。」というお約束の件については、今、お話があったわけでございますけれども、腰越町長からまさにそのとおり引き継ぎを受けておりまして、万全な体制で除雪対策はしていくというふうに思っております。

水上地区におきましては、今、お話のとおり、特に豪雪地帯であることから、先般、1月22日にスキー場関係者、各区の区長さん、それから土木、警察、その他大勢の除雪関係者にお集まりをいただきまして、冬季交通対策本部会議を開催しまして、この冬に向けての除雪に対しての意見交換等を行い、その方向を決めていただいた次第でございます。行政の第一義は何といたしましても町民の生命・財産を守ることであり、そのためにも災害に強い町をつくり、除雪に対して万全な体制で臨みますというのが私の基本姿勢であります。したがって、前町長から引き継ぎをしたように、旧水上町政の中であって取り組んできた除雪対策をベースとして、今後も万全な体制で臨むということを再度申し上げる次第であります。

そして、除雪の開始に当たりましては、午前3時からパトロールを行い、降雪がおおむね10センチを目安に設定をし、降雪の多い場合は5時から出動ということになりますが、通勤・通学前の8時ごろまでには幹線道路の除雪を終了したいと思います。また、危険箇所には塩カル散布を行うとともに滑り止めを設置し、細心の注意を払い、円滑な交通の確保に努めてまいります。なお、月夜野・新治地区におきましても出動基準を10センチと設定しまして、万全を期して取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（増田宗利君） 林喜一君。

（6番 林 喜一君登壇）

6番（林 喜一君） さて、11月17日・18日と私も所属いたしますところの産業観光常

任委員会の管内視察がございました。実はその翌日、11月19日に大雪が降りまして、これは新聞・テレビ等でごらんになった方はいらっしゃると思うのですが、水上町では12月1日に除雪体制が整い、そこからスタートをするわけでございます。がしかし、こういった時期外れといえますか、そういう突発的な大雪に、私としては対処をしていただきたいというふうに深くお願い申し上げます。また、その時点で町道も、幹線道路については除雪をしていただいたわけですが、幹線道路でない町道についてはやはり除雪が間に合わず、地域の住民の方から「町道はいつになったら除雪をするんだい。」というような話を伺っております。幹線道路だけでなく、そういう突発的なものに関して、町として対処できる体制をぜひお願いをしたいというふうに要望いたします。

また、これは実は旧水上町9月の定例議会において、県道63号線から町道栗沢西線の進入道路の、要するに栗沢地内の信号機のところですが、無散水道路の建設を採択していただいたわけでございます。とりあえず今シーズンは消雪パイプを設置して、このものに早急に対処したいというようにお話でございまして、実は11月25日の臨時会のときに建設課長からじかにお話をさせていただいて「早急にそれをやりたい。」というようにお話を伺ったわけでございますが、今、この冬本番を迎えた中で、今だに着工がされていないということでございます。その辺のところは、町長あるいは建設課長からご答弁をいただきたいと思っております。

議長（増田宗利君） 建設課長。

（建設課長 鈴木初夫君登壇）

建設課長（鈴木初夫君） 栗沢の信号のところの消雪の関係ですけれども、先週の土曜日に東京電力の方といろいろ話をしまして、分電盤等をつけております。それと、ポンプの方の手配が遅れているわけなのですけれども、早急にその工事の方を進めていきたいというふうに考えております。

議長（増田宗利君） 林喜一君。

（6番 林 喜一君登壇）

6番（林 喜一君） そういうことで早急にやっていただきませんか、非常に危険箇所でございます。また、昨年度の藤原地区に入りましたスキー場の入場者数も33万5,000人を数えておる重要な場所でございます。ぜひとも早急な対応をとっていただきたいとお願いを申し上げます。

豪雪地帯の代名詞ということで藤原地域の名前を挙げさせていただいたわけですが、水上町町内各所すべての地域に目配りをしていただき、住民が通勤・通学に支障のないような形を、万全の体制をお願いして、除雪の質問を終わりにしたいと思います。

次に、児童通学路の安全対策について質問をいたします。これは道路の問題ではなくて、

新聞・テレビ等の報道で、女兒殺害などと目を覆いたくなるようなニュースが流れてきております。本当に心よりお悔やみを申し上げたいと思います。通学路が人目につかない場所は危険であると、専門家らしき人の話は聞いておりますけれども、そこで当みなかみ町は自然豊富な町であります、反面、危険度は非常に高く、この広大な地域の80～90%、それ以上、100%近くの地域が危ない場所になるわけでございます。かわいいお子様のいらっしゃるご家庭では、他人ごとと片づけられない深刻な問題と考えております。学校やPTAだけでは片づけられない問題であり、行政からの取り組みもなくてはならないと思います。

そこで、町長にこの問題についてどう対処していくか、お考えをお聞かせいただきたい。また、教育長にも同様の質問をお願いいたします。

議長（増田宗利君） 教育長。

（教育長 登坂義衛君登壇）

教育長（登坂義衛君） お答えいたします。

子供の命のことですけれども、私もいろいろ経験がありますが、退職の年に運動会で瀕死の重傷を負わせてしまって、2カ月ぐらいいびりびりしたことがあります。それを経験して、本当に学校は命を預かっているということを実感しまして、非行問題もありますけれども、非行問題は生きているのでいいのですけれども、もう死というのは絶対ですから、その重さをつくづく痛感したことがあります。今のご心配はそのとおりだと思います。

そこで、12月5日に校長会で再度、再々度かもしれませんけれども、各学校の通学路を再点検して、危険箇所についてマークをして、1週間以内に教育委員会に報告をするようにということで、それをしました。全部集まっておりますが、なおそれを受けて、それを集めることが目的ではないので、各学校に、12日、月曜日に、今度はその地図による危険箇所をしっかりとPTA等と相談をして、どういうふうに対処していったらいいか、具体的に手だてを講じてほしいとお願いをしました。非常に難しい面もあるわけで、具体的にといいますけれども、なかなか田舎道も多いですから、この間の事故のようなところもたくさんあるわけで、事件のようなこともあるわけですから、その辺が非常に難しいのですけれども、いずれにしてもPTAとよく相談をして、再度、具体策を練るように指示をしてあります。

以上であります。

議長（増田宗利君） 林喜一君。

（6番 林 喜一君登壇）

6番（林 喜一君） 今市ですか、その杉林の中で、全然見えないところでいなくなってしまったというような話を聞いておるわけでございます。見えない場所だらけのこの水上地区で、

こんな問題があってはならないことと私は考えております。子供たちは宝物でございますし、明るく元気に集う子供たちが安心して通学できるよう、行政も住民も一丸となってこの問題に対処し、みなかみ町からは事故は起きない・起こさない体制をつくっていただきたいと思います。町長はどういうふうにお考えになりますでしょうか。

議 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） この問題は大変に大きな問題であろうと思います。それだけに、行政と学校と地域と一体となって取り組まなければならないと思います。それがためにも、水上のみならず、これは月夜野も新治も言えることでもあります。そういう一つの組織づくりをしながら、登下校についての安全性を確保するためにそれぞれの立場で何をすべきか、やはりいろいろと検討をし、その方向を出していくことが大事であろうというふうに思います。

きのうも小学校の統合問題の中でも話が出ましたように、どうしてもだめな場合等については父兄の送迎または行政によるスクールバスの送迎等々を考えていかなければならないというふうに思うわけであります。したがって、それぞれ地域地域によって、今、置かれている状況は違うと思いますので、できるならば3地区にそのような登下校・安全に対する、検討される組織をつくりまして、その方向を出し、その方向に沿って進めていけたらと感じた次第であります。

議 長（増田宗利君） 林喜一君。

（6番 林 喜一君登壇）

6 番（林 喜一君） ぜひ早急な形の中でそれを実現していただいて、せつかく未来に向かって歩み出しましたこのみなかみ町が、変な形でメディアに騒ぎ立てられないような形で、すばらしいまちづくりを目指していきたいというふうに思っております。

私の一般質問はこれで終了いたします。

議 長（増田宗利君） 以上で林喜一君の一般質問を終了いたします。

次に、26番番場正吉君の質問を許可いたします。

（26番 番場正吉君登壇）

26番（番場正吉君） 26番番場正吉。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

新町のまちづくり計画について、水道料金の統一化と水源の安全性について及び小学校統合問題について、以上、大きく分けて3点をお伺いいたします。

質問の第1は、新町のまちづくりについてであります。新町の将来像を「森を育み、命を運ぶ利根川源流の町」と位置づけ、新町みなかみ町のまちづくり計画を策定したわけがあります。そして、平成18年度からいよいよ新町の骨格づくり、新町の将来像に向けて

邁進しなければなりません。先般の臨時議会において、従来の建設課から都市計画係を独立させ都市計画課を設置したわけでありますが、これは、利根西部合併協議会、新町まちづくり計画第4章第5節地域別整備方針の第6で、新町の拠点として商工業・業務・文化・行政施設が集積する都市機能を担い、豊かな自然環境を背景とした、賑わいと触れ合いの生活拠点ゾーン整備であり、新町みなかみ町の扇の要として当然整備しなければならない事業であると思います。さきの新聞報道によれば、約100億円もの事業費をかけるということですが、その都市計画の財源と具体的な推進方法をお示してください。また、まちづくり計画の中に多くの事業案があると思いますが、具体的な事業とその優先順位をお伺いいたします。

質問の第2は、水道水の料金の統一化と水源原水の安全性についてであります。

まず、料金であります。旧3カ町村の基本料金は、1立方当たり旧水上町の55円から旧月夜野町の110円まで大きな格差がありますが、どのような手法において統一するのか、町長の考え方をお伺いいたします。

旧月夜野町環境課では平成13年度より、望郷ラインの建設により湧出した三峰トンネルの湧水利用に向けて数々の調査を続けております。そして、昨年9月、月夜野町議会一般質問でも三峰トンネルの湧水の利用について、「電気料など経費節減のためにも水道水としての利用も考えている。」と前町長は答弁しております。旧水上町の谷川の湧水の利用とあわせて考えることにより経費の節減を図り、水道料金の格差をなくすことが肝要かと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

次に、現在使用されている町内の水源の水の安全性について、町長の把握している限りで結構ですが、認識をお伺いいたします。

質問の第3は、小学校の統合問題であります。私は、基本的にすべて統合を反対という考えではございません。少子化が進む中で将来の人口や地域を配慮し、地域住民の民意と直接子供を持つ父兄の考え方の双方の声をどのように受け止め、新町全体のバランスを考えながら、時間をかけて検討する必要があると考えております。利根西部合併協議会、新町まちづくり計画第7章、公共施設の統合整備において、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、さらに財政事情を考慮しながら、随時整備をしていくということを基本とする。そして、学校・幼稚園・保育園等については、将来人口や地域の特性に配慮しながら、今後のあり方を検討していくということでもあります。これが法定協議会での計画の要旨であったかと思えます。合併後最初の定例議会の補正予算に調査設計費を上程するのは、地域の特性・バランス・特殊性など重要事項を検討するにあまりに時間が足りないと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。特に旧月夜野町・旧水上町の議員の皆さん方にとっては検討期間が必要と思いますが、あわせて見解を

お聞かせください。

以上で総括的な質問を終わりといたします。簡略な答弁をお願いいたします。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 番場議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、都市計画事業の関係でございます。私は町長選挙運動期間中に町内をくまなく歩きまして、数多くの町民と接するとともに地区のたたずまいや文化、歴史等のほか、道路等のインフラをつぶさに目の当たりにしてきました。この中で、古くから市街地を形成した地区ほど道路は狭小・狭隘で、行き止まりが多く、スプロール化が顕著であると感じました。このままでは現在の社会で求められている住環境を享受できず、土地利用が阻害されていると痛感をいたしました次第であります。また、新治地区・水上地区の今後の活性化等の根幹は、月夜野地区のまちづくりにあると言っても過言ではありません。そこで、両地区と有機的に連結し、交通の接点に当たる月夜野地区からの交通網整備と市街地整備を促進し、あわせて水上温泉の再開発を一刻も早く実現するために、都市計画課を設置することにいたしました次第でございます。

まずは、1月1日より都市計画課を発足させ、今までに蓄積した都市政策の内容を踏まえて都市計画事業を再度見直し、その結果を提示し、事業展開をしてまいりたいと考えております。具体的な仕事としては都市計画道路の早期着工のための準備を進め、これに伴う利根川護岸の整備等を国・県に働きかけ、何といたっても大事なことは地権者への説明と理解とご協力を求めることであると認識をいたしております。これらのことを念頭に置きながら、誠心誠意実現に向けて努力をしていきたいと決意をいたしているところでございます。なお、全町の均衡ある発展を図るために、水上・新治地区におきましても自然環境や産業構造、文化・歴史等の地区特性を生かしたまちづくりが必要でありますので、今後の調査等でその方向性を見出せれば具体的な取り組みもあわせて行っていただきたいと考えているところであります。

次に、新町のまちづくり計画の具体的な各事業とその優先順位についてのご質問であります。まちづくり計画に掲げてある各事業につきましては、基本的には旧月夜野町・水上町及び新治村の実施計画に掲載された事業を第5章新町の施策におきまして主要施策ごとに分類をし、主要事業として掲載をしております。ただし、事業名等であり、個別事業につきましては掲載をしておりません。これは、緊急の事業でも合併特例債が適用できるよう配慮するものであります。個別事業につきましては、新年度予算説明時に18年度実施事業について説明をさせていただきたいと思っております。

事業実施に当たっての優先順位であります。一般的にはその事業の必要性、緊急性、

また事業効果の高いものを優先すべきと思いますが、地域の均衡ある発展も考慮しなければなりません。また、優先順位を左右する大きな要因は財源の確保であります。財政力の弱い自治体では依存財源に頼らざるを得ない状況にあり、財源手当てができないで優先順位が決まることは往々にしてあります。これらを総合的に判断し、事業を実施しなければならないと考えております。なお、現在主要事業をまとめておりますが、平成18年度予算編成につきましては継続事業を中心に、新規事業につきましては緊急性の高い事業、合併特例債の適債事業などに限られるのではないかと考えております。

次に、水道料金の統一化と安全性についてお答えを申し上げます。

ご承知のとおり、水道会計の厳しきは究極の状態にあり、未収金問題とともに料金改定への取り組みは急を要する大事な課題であると思っております。特に不均衡にある旧3カ町村の料金是正については、水道審議会に諮問し、早い時期に方針を出したいと考えております。現在、3地区の水道料金は基本料金で見ますと、水上地区が1トン55円、月夜野・新治地区が1トン110円となっております。特に水上地区の水道会計は厳しい状況にあるため、早急に対策をとって収支の改善を図ることが緊要であり、その折に水上地区の水道料金の改定を考えなければならないと考えております。ちなみに10月1日現在、水道料の滞納は、上水道で約1億6,800万円、簡易水道で3,900万円、一時借入金1億5,000万円となっております。

水源の安全性については、月夜野・新治地区で心配されるところもあり、今後、水質検査をこまめに実施し、万全の管理を進めていきたいと考えております。

次に、小学校統合問題についてお答えいたします。一般住民の民意と父兄の声をどのように受け止め、推進するかとのご質問についてお答えいたします。この件につきましては、各単位PTAでも、毎年、役員改選ごとに説明会を開催して、現状と今後の児童数の推移等を説明してきました。また、地域の方々に各行政区での統合についての説明会を全地区で開催をしまいいりました。地域のシンボリックな施設がなくなることについてさまざまなご意見があったことも事実ではありますが、当然のことながら、次代を担う児童・生徒のことを最優先に考えて、教育環境の整備に努めていきたいと思っております。また、児童の保護者でも統合について協議され、現在の保護者の男女比の偏りや数年先の1けた台の入学児童の実情も心配をしております。父兄より、小学校統合早期実現の要望も受けております。今後は統合計画建設委員会の答申をもとに、新治地区内の教育環境の整備に努めていきたいと思っております。旧新治村では教育環境基金を設定しまして、2億5,000万円を積み立てて、新町で実現をしたいということで取り組んでいきたいとお願いをする次第であります。

以上であります。

議長（増田宗利君） 番場正吉君。

（26番 番場正吉君登壇）

26番（番場正吉君） それでは、まちづくり計画の中で、再度お伺いしたいと思います。

ただいまの町長の答弁で、今回の都市計画課の設置、そして旧月夜野地区における都市計画の推進、この関係につきましては私も1回目の質問で触れましたが、今回の旧水上町・旧新治村・旧月夜野町の3町村の合併によって生まれましたこのみなかみ町は、扇形をしております。そして、その最南端に、扇形の要とする位置に旧月夜野町があるわけでございまして、またその旧月夜野町は、上越新幹線や高速道路、そして各インターチェンジ、在来線上越線の後閑、上牧をはじめ水上駅、そういった交通の要所、そういった観点からして、やはり早急な高速交通網に対応し得る都市計画というものを進めるといふ気持ちでは私も一緒でございます。

ただ、その中で、昨日、倉澤議員からこの矢瀬遺跡周辺の都市計画についてお話がありました。私は真政地区から後閑地区、そして町組地区につながっていきます都市計画道路、そしてその周辺の都市計画の具体的な推進方法についてお伺いをしたいのですが、従来、都市計画の絵がかかれてもう30年近くなるわけですが、現在のみなかみ町役場の真下に都市計画道路の絵がかかれております。そして、従来かかれております路線上に、既に30軒近くもの世帯が設置され、そこで住民の方々が生活を営んでおります。その住宅地の中に、果たして今までの路線のまま建設が可能かどうか。それを考えたときに非常に莫大な財源等の難しい諸問題、そういうものが含まれているように思います。そういったことを考えたときに、国・県に町として陳情・要望を上げまして、何とか路線の変更、それを願ひ出ることによって、利根川の護岸整備とあわせて利根川沿いに都市計画道路を一部路線変更し、そういったことによって具体的にすばやい都市計画道路の建設、そして財源的にもよろしいのではないのかというふうに考えるのですが、この関係について町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 今回の関係は、先ほど申し上げたとおりです。

議長（増田宗利君） 番場正吉君。

（26番 番場正吉君登壇）

26番（番場正吉君） ちょっと聞き漏らしたものですから、そういうことに触れてあれば、それで結構です。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） だから、具体的な手法としては都市計画道路の早期着工のために、まず準備を進める。再検討が必要なものについては再検討する。あわせて利根川護岸の整備等国・県に働きかけますということ为先ほど申し上げたのですが、そういう姿勢で臨みたいと思います。

議長（増田宗利君） 番場正吉君。

（26番 番場正吉君登壇）

26番（番場正吉君） では、路線変更等を考えてするというのであれば、それで結構であります。

次に、実際にこの事業を進めるに当たって土地の評価額については、町で買い上げる単価というものに大分差が大きいことがあります。そういった中で、今まで推進してきた中で、直接土地を所有する方々から「協力はしたいのですが、やはり代替地的にかわる土地を見つけてもらうことはできないか。」というような要望もあったようでございます。この辺に関係しまして、町長はどのような考えを持っておりますか、お伺いいたします。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） まず、都市計画事業につきましては、実は私は存じ上げておりませんでした。この選挙戦で各地くまなく回る中でこのことを知り、これをそのまま放置しておいたらそれこそ大変なことになってしまうということから、この都市計画事業に取り組む決意を選挙中にしたわけです。当選できた暁にはこれに取り組んでいこうというふうに決意をいたしました次第です。

まちづくり計画の中のことを引用されまして先ほどご質問がありましたけれども、私自身の考えとしてはそうではなかったのです。私自身も、この3町村の要であるという一つの言葉を使いましたけれども、やはりこの要である月夜野地区をしっかりと整備しませんと、これは新治地区も、また水上地区にも発展にいろいろと影響が出てくるであろう。この都市計画事業によって、この3地区をうまく結ぶことによって、この新生みなかみ町が発展すると、そういう考え方の中でこの事業の取り組みの決断をしたわけです。

先ほどから番場議員が言われておりますように、もう20数年からからこの事業は指定されていたわけですね。これをまたこの機会にしなかったら、それこそ大変になってしまう。スプロール現象が起きている一つの状況の中で、この機会にこの指定をしたこの事業を完成させなかったら、この新生みなかみ町の発展はもとより月夜野地区そのものが困ってしまうだろう。ましてや町民の財産にまで大きな被害が出てしまうような結果になりかねない。そういうことを心配しまして、これを何とかしなくてはならんということで決意をいたしましたような次第であります。

したがって、都市計画事業推進に当たりましての決意をしてからまだ2カ月もたっておりませんので、具体的なことについては都市計画課を1月1日からスタートさせますので、そこでよく過去のこと等について精査をして、今後の方向等を決めていきたいと思っています。これが今の私の気持ちであります。

議長（増田宗利君） 番場正吉君。

（26番 番場正吉君登壇）

26番（番場正吉君） 都市計画関係についてはこれで結構でございます。私といたしましても期待をしておりますので、ぜひとも前向きにお願いしたいと思います。

次に、まちづくり計画の全体の関係であります。先ほど町長答弁では、具体的に今後の各事業ということでは上げていないということですが、とりわけ今回の小学校統合問題、こういったことも大きく考えれば、まちづくりの中での関係にも当然入ってきますし、先ほどの答弁にありましたように、これから緊急的に地域住民の中からの要望・声というものも出てこないとも限りません。いずれにいたしましても、今回の法定協議会、利根西部合併協議会において大きな指針となるスローガンを掲げてのまちづくり計画を立てたわけでありまして、そういった指針に基づいて利根川の源流、やはりあの自然を生かした中でまちづくり、そういったものを考えていただきたいと思っています。

そういった中で、ごく最近ではあります。旧新治村の猿ヶ京地区の奥といいますが、合瀬という地域、私も過去に何度か伺っていたのですが、久しぶりにあそこへ行ってまいりまして、そこに合瀬橋が、事業費が30何億円かかったということで整備されておりました。この橋につきましては、そこに在住する地域の方々にとってみれば生活用道路であって、本当に待ちに待ったすばらしい橋であろうというふうに当然考えます。その橋の建設云々ではございませんで、これからのまちづくりの中で、万が一あの橋を利用して、それからどういった形での林道整備といいますが、道路整備というか、それいかんによってはひょっとしたら産廃橋に利用されるような危険性もあるのではないのかというような観点をちょっと持ったものですから、あの橋を今後どういう形であの合瀬の地域から先の方に整備をしてつなげ、全体のまちづくりの中で活用していくのか、その辺の見解をひとつ伺いたいと思います。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） まちづくりにつきましてのお話ですけれども、やはり事業につきましては先ほど申し上げましたように、一つの緊急性またはその事業効果とかいろいろあります。そういう中から優先順位を決めていくことも大事でありますけれども、当面としては、やはりこの町は財源の手当てができるか・できないか、これが一番大きな問題になってくる

と私は思います。ということは、昨年の6月に合併法定協を立ち上げましたけれども、そしてその後、まちづくり計画、財政計画をつくってきました。そのとき、平成15年度の決算につきましては32～33億円の基金があったはずですが、しかし、現実には、今年度末を見た場合に12億円ぐらいしか基金がないという、これが今の実態であります。毎年、経常経費でも3億円赤字が出る、そういう一つの町なのです。当時は想像もしませんでした。しかし、今、言ったことが実態です。したがって、当時つくりましたまちづくり計画、財政計画とも、やはりこの町が運営できることを前提にして、見直すべきことは勇断を持ってやはり見直さなければやっていけないという現状にあることを、まず申し上げておきたいというふうに思います。

それから、合瀬橋のことにつきまして、産廃橋というのはどういふのですか。

議長（増田宗利君） 番場正吉君。

（26番 番場正吉君登壇）

26番（番場正吉君） これは私が勝手にそういうふうに言いましたもので、ひょっとしたらという意味で、今、口に出しただけでございまして、決してそういうことではございません。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） だから、産廃橋というのはどういふことですか。

議長（増田宗利君） 番場正吉君。

（26番 番場正吉君登壇）

26番（番場正吉君） 合瀬の地域の先が、非常に自然に恵まれた山林野になっております。そして、そこがひょっとして、今、非常に産廃事業というものを、処理施設の場所というものを考える業者もおりますし、実際にそこへ在住する地域の方々も、自分のところから出るごみぐらいは処分しなくてはならないということは当然考える中で、やはりそういう自然豊かな場所というのは、言いかえれば、考え方によってはどうしても目をつけられやすい、そういう観点からたまたま申し上げたわけではございまして、それ以上の含みはございません。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 番場議員が言われるように、確かに自然豊かなところでは、その地域をやはり新治地区としては生かそうということで、あの合瀬橋に着手をしたわけでありまして、合わせまして、新治地区の場合には、特に猿ヶ京温泉の地にありましては、あそこに相生橋という橋がありますけれども、相生橋がもし交通止めになった場合に、要するに猿ヶ京以北の皆さん方は沼田方面に出られないわけですね。交通事故等がありまして、そういうことを何回も経験しているのですが、そういうときのための迂回路として合

瀬から恋越を通り、そして布施に抜ける、そういう道路にしようということでこの道路は始めました。橋の建設も始めました。この事業を進めるに当たりましては農村公園構想というものをつくりまして、その公園構想を示し、国・県の事業を取り入れて、合瀬大橋をはじめとして周辺の社会資本の整備に取り組んできたというのが今日までの取り組みです。しかし、あの合瀬橋の奥から入須川に抜ける間については、畜産基地事業でやることになっておりました。しかし、国の一つの財団の統廃合等の問題から、要するにその畜産基地事業が廃止になりまして、現在はあそこで事業が止まっているという段階です。村単でやったのではお金がかかり過ぎますので、要するにあそこで工事を止めました。今後いろいろの事業等をうまく選択する中で、あれを続けて入須川方面にそれをつなぎ、そして所期の目的を達成するように、これから取り組んでいかなければならないということでありますので、今、番場議員が言われるようなことの発想ではありませんので、ご理解をお願いいたします。

議長（増田宗利君） 番場正吉君。

（26番 番場正吉君登壇）

26番（番場正吉君） この関係については了解いたしました。

続きまして、水道料金の統一化の関係であります。先ほどの町長の答弁で前向きに考えているというような内容であったと思います。やはり基本料金の格差が、旧月夜野町と旧水上町において倍の単価という格差があります。それを統一するということでは、いかにして旧月夜野町の水道料金を経費節減等によって下げていくか、そういうことに尽きるかと思えます。むやみに旧水上町の水道料金を引き上げて統一するということでは、到底旧水上町の住民の方々には納得がいただけないと思えますし、やはりここは旧月夜野町の水道料金の経費節減によって引き下げの発想で整備する必要があるということで、昨日の馬場議員の質問でもございましたが、私も一部旧水上町の谷川の水を旧月夜野町に導水管によっていただいて整備する、そして望郷ラインによって湧水いたしました三峰の湧水の利用によって海拔の高い地域に利用していく、そういう両面を考えていくときに、経費節減が図れるのではないのかというふうに考えておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 水源の確保につきましては、昨日、馬場議員にお答えしたとおりであります。今、三峰の水源というお話が出ました。きのうもちよっと出ておりましたけれども、この水源を活用しますとまた新たなお金がかかりますので、水道の水源としては今回は活用しないで、やはり違った一つの利用方法を、私は三峰については考えた方が得策である

うというふうに思っております。馬場議員にもお答えしたとおり、水上地区に大変に良質な水があるということもお聞きしました。この活用については、いろいろと谷川地区の皆さん方をはじめ多くの方々のご理解をいただかなければ活用できないわけでありましてけれども、まずはこの水源が活用できるように全力で取り組みたいと思っております。

議長（増田宗利君） 番場正吉君。

（26番 番場正吉君登壇）

26番（番場正吉君） 私は、谷川からの水について、旧月夜野町の北部地域、その近辺までぐらいは導水管によって引いてきて、それ以南については三峰トンネルの水を使っていくということが非常に経費節減につながるという考えを持っています。というのは、導水管を布設するにつかまして、県道水上線に配設する場合に、導水管メーター当たり約7～8万円かかると言われております。後閑地域まで引いてくるとなると約10キロあります。そうすると、事業費にして導水管整備だけで7～8億円かかる。そして、そういう観点から、三峰トンネルの水を利用した場合には、p hが、今、若干高いですから炭酸等の中和によって賄っていった場合に、旧月夜野町の環境課ですべてその辺も調査しておりますが、現在の坂上にある一番高いところの配水地まで約1.5キロ。そこまで導水管を引く。そして、炭酸ガス、そういった注入設備、そして管理棟といった配水地建設、そういうもろもろを試算しても3,800万円ぐらいを見れば、現在の配水地につなぐことは可能である。それとあわせて旧水上町の水を利用して経費の節減を図る。そういうことも一考として考えていただければありがたいと思います。時間がありませんので、次の質問に移ります。

小学校統合問題であります。先ほど1回目の質問で申し上げましたように、私は旧月夜野町の議員の一人としていろいろな話は、サイドの話としては伺っておりますが、直接こういう公の場で議論が始まったというのが今回初めてでありまして、先ほど1回目で申し上げましたように、合併協議会で示してきているようにこれから検討し、全体のバランス、調和というものを考え、あるいは地域の特性・特質性というものを配慮しながら検討していくということで私は認識しておりますので、できればもう少し時間をかけて検討して、それで判断していきたいというふうに考えております。見解をお伺いします。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） この小学校問題につきましては、きのうも大坪議員の質問に対して経過を申述べたとおりであります。合併とは関係なくて、この問題については取り組んできたというのが新治地区の実態であります。そして、ここまで話も詰まり、そして最終答申もいただき、今回この事業を実施したいということで補正予算をお願いをいたしました次第でありますので、ひとつその予算の中でご検討をぜひ願ひ、実現ができますようにお力添

えをいただきたいというふうに思います。

議長（増田宗利君） 番場正吉君。

（26番 番場正吉君登壇）

26番（番場正吉君） 私は、旧新治村の中での議論、そういったものは決して批判をいたしませんし、その経緯は経緯として、昨日からいろいろな議員の方々の質問や質疑の中でもありましたとおり、それを受け止めます。しかしながら、合併と関係なくということでは私は全く違う認識を持っています。旧新治村での議論は議論として、合併をして一つの町になったわけですから、町全体としてぜひ配慮して考えていただきたい。

時間が来ましたので、これで結構です。終わります。

議長（増田宗利君） 以上で番場正吉君の一般質問を終了いたします。

議長（増田宗利君） この際、休憩いたします。1時5分より再開いたします。

午後0時6分休憩

午後1時4分再開

議長（増田宗利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（増田宗利君） ただいま26番番場正吉君より、先ほどの一般質問の中での発言について訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

26番番場正吉君。

（26番 番場正吉君登壇）

26番（番場正吉君） 26番番場正吉。先ほどの一般質問の中で、誤解を招くといけませんので、不適切な発言であったということで、産廃橋という言葉で訂正いたします。

以上でございます。

議長（増田宗利君） 次に、24番石田武男君の質問を許可いたします。

（24番 石田武男君登壇）

24番（石田武男君） 24番石田。通告に従いまして一般質問を行います。

町長にお願いいたします。3点ほどお伺いいたします。第1問目は、学校教育についてであります。小中学校の教育について、町長はどういうお考えを持っておるかをお尋ねいたします。2点目としては、小学校統合のことですけれども、これは新治地区のことを指していることではありません。新治地区では学校統合の話が進んでおりますけれども、新しいみなかみ町について、月夜野地区あるいは水上地区、そういう点についてどのようなお考えがあるかをお尋ねいたします。3点目としては、幼稚園と保育園の一貫した

教育のことです。

以上3点をお尋ねいたします。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 石田議員のご質問にお答えいたします。

最初に、町長の教育理念というお尋ねでございます。この関係につきましては先ほども申し上げましたように、教育基本法に則った教育目的というものがあるわけでございますので、その線に沿って教育行政を進めていきたいというふうに思うわけです。教育基本法の第1条には教育の目的として「教育は人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、心理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」としておりますが、まさにそのような教育行政ができることを願っております。そういう中にありまして、特に知育・徳育・体育に努め、次代を担う青少年の健全な育成を願っているところでございます。

それから、小学校の統合について、月夜野地区・水上地区についてどのように考えているかということについてでございます。新治地区では小学校の統合が進められていますが、月夜野地区・水上地区に対しての考え方については、どのようにこれから進めようとしているか、今、具体的なその方策というものはまだ持ち合わせてはおりません。そういう中で新治地区の小学校統合の問題につきましては、足かけ7年余りにわたりまして村内で教育環境の整備について保護者の方々や住民との検討協議を重ねて、ようやく具体的な教育施設整備計画ができ、現在に至っているところでございます。そこで、月夜野地区・水上地区も団塊の世代の方々の時代の施設が、ここ2～3年には老朽化し、建て替えの時期を迎えるとともに、建て替えか耐震補強か大規模改修かが集中し、補助金等の削減も考えられるわけでありまして、そういう中にありまして、補助金等の削減も考えなければならないわけでありまして、今後は月夜野地区・水上地区においても施設の現状を把握し、計画的に施設改修などをしなければならないと思っております。財政的にも厳しい中ではありますが、地域の方々や保護者の方々のご意見を聞きながら取り組む方向づけをしていきたい、このように思っております。そのためにも、まずは仮称ですけれども、教育施設整備検討委員会を設けて話し合うことが第一であろう、このように考えております。そこから出た意見をもとに、これからの方策を決めていくことが賢明であろうと思っております。

それから、幼保一貫教育についてのご質問でございますけれども、現在は小学校入学前の幼児が通う施設に保育園と幼稚園があります。保育園は、ご案内のとおり厚生労働省所管の福祉施設であるのに対して、幼稚園は文部科学省所管の教育施設でありますから、両

者は施設の設置目的や性格を異にしております。このため、幼稚園は3歳になればだれでも入園できるのに対し、保育園は親の就労等の事情で、家庭で十分子育てができない幼児が対象となります。保育園は0歳児から受け入れるものに対して幼稚園は3歳児からということになっていることや、教育・保育時間の違いもあり、指導方法や教える内容の違いがあるといっても、いずれも就学前の幼児が対象ですから、それほど大きな差があるわけではないと思います。政府は、規制緩和から構造改革特区構想の中で、今年度は幼稚園・保育園の併設モデル施設を35カ所開設しました。来年度には幼稚園・保育園の機能を一本化した総合施設として設置する方針が決められております。そこで、新治地区では、小学校統合の後に空き校舎となる須川小学校を活用して、幼保一貫教育をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（増田宗利君） 石田武男君。

（24番 石田武男君登壇）

24番（石田武男君） ただいま3点についてまとまった答弁がございましたけれども、戦後60年、新しい教育をやってまいりました。その結果が、教育だけではございませんけれども、今、世の中は大変な状態になっていることは皆さんご承知であると思います。

そこで、本来であれば、今年度いっぱいには新しく教育基本法も改訂されるわけでありましたけれども、政治の流れがかなり変わって、そのことはあまり議論されなくなっております。まことに残念であります。この改革が進むと、自治体の力によっては学校差が生まれる心配はあるかもしれません。現に太田市では、経費節減を図って121人の教諭を雇い、定数学級を行おうとしております。これからは自治体の格差において教育が変わる危険があることと思われる次第であります。経験豊かな教育長は感性も豊かでありますので、教育長を中心に行政も、また他町村に負けない教育を実施していただくことを望みます。

2点目の統合でございますけれども、これは、将来は避けて通れない問題であります。けれども、地域住民にとっては学校は一つのよりどころであるし、また文化の中心でもあります。その学校がなくなるときに初めて地域の人たちは大変だと思ふことでありまして、これは町村合併以上に地域の人たちには重要な問題であると思はれます。その点を深く考慮して、住民に丁寧に、数がこうだからということではなく、納得の上での推進をお願いする次第であります。月夜野地区でも、過去、中学の統合に対して北部の方々からいろいろな意見が出て、大変困難なことが多くありました、経験がございまして。やはり数の倫理でなく、方程式の方向でなく、本当に必要なことを住民に納得してもらってやるが一番大切ではないかと私は思います。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 最初のお話ですと、教育基本法の改正について、それがされないのが残念だという話からですね。

議長（増田宗利君） 石田武男君。

（24番 石田武男君登壇）

24番（石田武男君） 前に予想として教育改革が叫ばれて、もういろいろひずみがあるので、今年度いっぱいにはその方向づけをしたいということが出ておりましたので言ったまでのことで、私はそれを否定することではありません。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 私も、この教育基本法の問題について関心を持っております。戦後、この教育基本法をもとにして教育がなされてきました。内容的には11条の教育基本法になっているわけですが、内容を見ますと地域であるとか家庭であるとか、そういうこと等についても、やはりこういう中にしっかりと盛られた教育基本法であってほしいというような考え方も持っております。現状に合ったこの教育基本法の改正というものについては、私は期待をしていた一人であります。今後、国会等でこの問題がいろいろと議論されることを願っているところであります。そしてまた、こういう中であって、教育行政をどのように進めていくか。石田議員のお話ですと、教育長を中心としてしっかりとした教育行政をやれという話でありますけれども、私自身もその考えに変わりはありません。登坂教育長を中心として、新町、新生みなかみ町の教育が他の地区に勝るように、そういう積極的な行政の推進を願っております。特にそういう中にありまして、国際化の時代でありますので、やはり国際化の中に育つ人間、国際社会の中であって活躍できる人間ということも考えなければならないと思いますので、学校教育指導要領等々の中で授業等は進められていると思いますけれども、やはりこれからは英語等を中心とした、そういう科目もより低学年から勉強できるような教育環境もぜひつくってもらうことも期待しております。教育長は英語の堪能な教育長でありますから、それだけによけい国際化に備えたしっかりとした教育ができるような方向づけを大変に期待しているところでございます。

それから、学校統合の問題につきましては、それぞれの地域によっていろいろなご意見があることは承知しております。やはり学校そのものは地域のシンボルでもありましょうし、また地域皆さん方のよりどころであることも承知をいたしております。そういう中であって新治地区にありましては、いわゆるこの教育にあつて、中心的に考えなければならないのは児童生徒のことであろうし、保護者の考え方であらうし、そういう立場の意見と、

いわゆるノスタルジックに考える意見と両方意見がありまして、この意見について議会でも議論に議論を重ねて結論を出したという一つの経緯があります。それは前々述べたとおりであります。新治地区の経緯としてはそういうことでございますけれども、ではこれから月夜野・水上地区についてはどうするのかというお話ですが、先ほども申し上げましたように、私自身も、今、統合しようとか、しないかという考え方はまだ持っておりませんので、今、考えられることは、それぞれの教育環境整備、そういう施設整備をどのようにやっていくかというものが、今、大事なのかというふうに思っておりまして、そういうことを中心に考えていきたいというふうに思うわけです。統合も含めましてこれらの問題を考えるときに、やはり教育施設整備計画検討委員会というものをつくって、そういう中で、これからの教育施設はどのようにやっていったらいいのだろうかということ率直にまた話し合える、そういう場をつくることも私は大事なのではないかと思います、先ほど申し上げたような次第であります。

議長（増田宗利君） 石田武男君。

（24番 石田武男君登壇）

24番（石田武男君） ただいま町長から答弁をいただきました。私は、旧月夜野町のときに一般質問で幼保一貫教育の重要性を説いたことがありましたが、当時の月夜野では考えていないということでありました。ただいまの町長の答弁では前向きに検討する意思があるように見受けられて、私も心強く思っております。といいますのは、共働き家庭の人たちから聞いた声です。幼稚園だと帰宅時間が早いので上げられない。保育園ならば時間の余裕があるので、そのまま保育園におく家庭が何件かあるそうです。こういうことの解消にも役立つことではないかと思えます。これから若い人たちに定住していただくには、教育施設の充実が一番だと私は考えております。理解ある町長の答弁を信じております。よろしく願いいたします。

それから、再度申し上げますけれども、経験豊かな教育長は人格者でもあります。決して他町村に遅れないような教育行政をお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 今、石田議員のご意見の中で幼保一体の関係についてでございますが、実は新生みなかみ町の組織編成に当たりまして、今までですとやはり保育園は厚生労働省所管、幼稚園は文部科学省所管というような関係から、保育園は保健福祉課、そして幼稚園は教育委員会所管というようなすみ分けをしてきた経緯があると思うのですが、やはりこれからの時代は幼保一体に考えるのが正しいだろうという認識の中で、新生みなかみ町の組織編成に当たりましては、この幼稚園・保育園等につきましては教育委員会所管

として扱うことにしております。したがって、今後は幼保一体化の方向で幼児教育は進めていきたいというふうに考えておりますので、ご協力をお願いいたしたいと思います。

議長（増田宗利君） 以上で石田武男君の一般質問を終了いたします。

次に、27番西田美江君の質問を許可いたします。

（27番 西田美江君登壇）

27番（西田美江君） 27番西田美江。通告に従いまして、全国都市緑化群馬フェアへの取り組みについて一般質問を行います。

第25回全国都市緑化群馬フェアが2008年、平成20年に群馬県で開催されます。主要テーマは「花、緑、そして平和」、副題として「利根川の大地から」に決まったようです。また、基本方針として、交流、環境、健康、文化の4つが上げられています。1つ目の交流は、利根川水系の水と緑の交流ネットワークの構築、2つ目の環境は、身近な緑の再発見、自然の記憶の再生、3つ目の健康は、緑がつくる元気な暮らしの提案、4つ目の文化は、みんなが地域に愛着を持つ、心豊かな群馬の創造です。みなかみ町の「谷川連峰・水と森林防人宣言」とも符合することから、当町でも取り組んではいかがでしょうか。全国都市緑化群馬フェアには全国から本県にたくさんの人が訪れます。利根川の、まさに源流に当たるみなかみ町は、県土の5分の1を占める広大な面積を誇る町です。この事業を県南部のみで終わらせるのではなく、県北部の当温泉地にお迎えして、観光振興と結びつけてはいかがでしょうか。みなかみ町が協賛会場として名乗りを上げることで、みなかみ町の宣伝にもなります。また、旧3町村それぞれに花づくり委員会等の実績があると思いますが、この取り組みによって3地区の人的交流を深め、お互いを理解し、新しいみなかみ町の一体感を醸成するいい機会になると思っておりますが、いかがでしょうか。

群馬フェアの4つの基本方針に沿って提案をしてみたいと思います。1、交流ですが、まさにみなかみ町が「谷川連峰・水と森林防人宣言」をして実現を望むところであり、本事業に取り組むことがそのものであると思っております。新しい町民同士の交流であり、埼玉県・東京都・千葉県といった利根川下流域住民との交流であり、都市との交流であります。2つ目、環境ですが、基本方針では、自然景観の再発見、自然の記憶の再生としています。みなかみ町の牧水が訪れた場所を紹介する牧水ツアーを企画してはいかがでしょうか。若山牧水の水上紀行にちなんで命名された水上町ですが、実は名前以外あまり知らない町民が多いのではないのでしょうか。全国発信とともに、町民への啓蒙にもしていただきたいと思っております。3、文化ですが、みんなが地域に愛着を持ち、心の豊かな群馬の創造としています。写真に撮りたい風景、絵にかきたい風景、歌に歌いたい風景といったテーマでコースづくりを設定したらよいと思っております。4、健康ですが、森林浴を提供してはいかがでしょうか。散策するだけでマイナスイオンをたっぷり浴び、自己免疫力・生命力が増すと言

われております。雪解け水と新緑の季節、私なら合瀬や川古の広河原を案内したいと思っております。月夜野地区の人も水上地区の人もそれぞれの提案があると思います。以上、提案させていただきますが、この取り組みは、そのまま「谷川連峰・水と森林防人宣言」に生かし、継続していけると思います。町長のお考えを伺いたいと思います。

以上です。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 西田議員のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、平成20年に開催される全国都市緑化群馬フェアについては、交流、環境、健康、文化と4つの基本方針が打ち出されておりました。本町も参加の方向で検討を進めております。この群馬フェアについては、総合会場が前橋市・高崎市でございまして、サテライト会場として各市町村が季節ごとにバスツアーで回り、スタンプラリー形式で、隠れた名所の探索や休耕田等に花を植えた新たな名所づくりを行うこととなると思われれます。

西田議員の提案されました観光振興に結びつけるような方策を検討し、新たな観光客の誘致に努力をしてみたいと考えております。具体的には、新治地区が豊楽館、月夜野地区が矢瀬親水公園、水上地区が水紀行館の3カ所を交流の場とし、来町される多くの観光客にみなかみ町の自然の記憶の再生を楽しんでいただく考えであります。また、この3カ所は、観光振興の拠点としても大変意義ある場所と思われるので、県準備室へ申請をして、地域の花づくりグループやボランティアグループと連携したフェアにしていきたいと考えております。さらにまた、西田議員の方からただいまご提案として、交流については利根川を核として自治体交流を促進したらどうかというご意見、また環境につきましては若山牧水の牧水ツアーを企画したらどうだろうというお話、さらには健康面におきましては森林浴というお話をいただきました。過日も真田サミットを行ったところでございすけれども、真田時代に開設をされた旧三国街道等におきましては、まさにうってつけの森林浴の場所になるのではないのかと思った次第であります。さらには史跡を訪ねるという意味からも、大変に楽しさが倍増するのではないのかと思います。また、文化面につきましては写真、絵画等、このすばらしい風景を撮り、かく、そういう拠点をうまく設定して、このフェアの目的である4つの基本方針をうまく出ししたらどうかというご提案ですけれども、大変に参考になるご提案をいただきまして感謝を申し上げます。ご提案をもとにしながら、このフェアに臨むべく準備を進めていきたいというふうに考えているところであります。よろしくお願いたします。

議長（増田宗利君） 西田美江君。

(27番 西田美江君登壇)

27番(西田美江君) 参加の方向であるということで、ありがとうございます。実施年が平成20年ということで、あと3年あるかのようなのですが、実は2年半ですけれども、時期は3月から6月のおおむね3カ月間ということを見ているようですから、季節としたら3回訪れることになります。そこで提案なのですが、第1年度、平成18年度ですけれども、発見する・見つけるという方向、それをコンセプトにして取り組んだらいかがでしょうか。平成19年度、2年度目には花づくり、景観づくりということで、いわば実年度に向けた準備、実証試験的な年度として据えたらよいと思います。

まず、見つける、発見するですけれども、その件についてちょっと言わせていただきたいと思います。合併で町が広くなりました。3地区で相互の景観に関しての地区自慢を出し合い、紹介し合って交流を深めてはいかがでしょうか。人はだれも心の原風景ともいえるお気に入りのビュースポットを持っているものです。公募などで掘り起こすのも一つの方法だと思います。ふるさと探検隊・選考委員・調査委員といった組織が群馬フェアに生かせるかどうか、テーマごとに絞って選考するのも一案だと思います。

また、19年度に当たっては、つくる、育てるをコンセプトにしたらいかがでしょうか。一つは花づくりです。転作田の景観作物には奨励金が出されてきましたが、より積極的に、見せて売れる花を探せないでしょうか。微々たる奨励金では、つくるより荒らす方がましの選択になってきました。昨日の生方議員の質問にもありましたが、耕作放棄地や休耕田対策にもなると思います。また、景観づくりですが、景観の妨げとなっているものを取り除く。先ほど申しあげました1で見つけた選考したところに、景観をより良くするために造園的発想で手を加えるということも必要かと思えます。例えば先ほど合瀬の橋があまりいいイメージではなく出されましたけれども、私は合瀬の橋からのながめは非常にすばらしいと思っています。ただ、残念なのは、橋の上から滝がわずかしか見えない、多分何本かの木に手を加えればもっと滝がよく見えて、いい景観が提供できるのではないのかという印象を持っています。そういった景観に対して造園的な発想で手を加えて、人に紹介できるようなものに仕上げるといことも、景観をつくるということにつながると思います。

次に、20年度、実施年に当たるわけですけれども、18年・19年と取り組んできた内容を、そこで全国に向けて発信する、紹介する、案内する。そして、観光産業と連携して、先ほど町長の方から言われました新治地区は豊楽館、月夜野地区は矢瀬親水公園、水上地区は水紀行館ということを拠点で、それでいいと思います。その拠点から出発して、ルートを案内するような体制をつくったらよろしいのではないのかと思います。

これは私の思いつきで申し上げたことではありますけれども、一つのこの事業に取り組むに当たってのイメージにつながれば良いかと思えますので提案させていただきました。

以上です。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 取り組みに当たりましていろいろとご提案をいただきまして、まことにありがとうございました。発見から景観づくり、そしてそれを育てて、それを開催年の平成20年には力強く発信をし、それを観光にうまく結びつけたらどうでしょうかというご提言でありました。これをする事によってこの3地区の一体感を図って、新生みなかみ町の活力にしろというお話のように受け止めました。本当にありがたいご提言であります。この全国都市緑化群馬フェアにつきましては建設課が所管としてこれに取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ただいま西田議員からご提言いただきましたことを活かすべく、これから早速取り組んでまいりたいというように考えておりますので、一層のお力添えをぜひお願いいたします。

議長（増田宗利君） 西田美江君。

（27番 西田美江君登壇）

27番（西田美江君） 1点だけお聞きしたいのですが、町の花・町の木についてはどのように考えておられるのか、もし場合によったらですけれども、つくりやすい花、つくりやすい木であるならば、この緑化フェアの花づくりに、休耕田にまくなり植えるなり、そういうものであるならば活かしていけるのではないのかということからお尋ねいたします。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 旧水上町・旧月夜野町・旧新治村には、それぞれ町の木、村の木、また花があったと思います。今、お話のとおり、新生みなかみ町の花・木は、やはりこの機会に決めていけたらと思います。その方法等については、またこのフェアに取り組んでいく過程の中で方法等も決めて、できるならばこのフェアまでに町の花・木を決めていきたいと思った次第です。

議長（増田宗利君） 西田美江君。

（27番 西田美江君登壇）

27番（西田美江君） よろしくお願ひします。以上です。

議長（増田宗利君） 以上で西田美江君の一般質問を終了いたします。

次に、17番根津公安君の質問を許可いたします。

（17番 根津公安君登壇）

17番（根津公安君） 17番根津公安でございます。通告に従い、一般質問を行います。

2万5,000人を抱える新町長になられ、さまざまな分野の行政をつかさどるお立場

ですが、町長の持論でもあります「安心して、安全に暮らせるまちづくり」を目指したいという観念から、今回はハンデをお持ちの方々からの立場やそのご家族から思いを込めた一般質問を行いたいと思います。まず、冒頭に申し上げたいのは、世のハンデを抱えた子供の親の心境は、我が子より先に死ぬことができないという人間の摂理など入る隙間もないほど、毎日を祈る気持ちで送っている現状がございます。ということをまず念頭に認識をしていただいて、質問に入りたいと思います。

大きく3問ございますが、まず1問目、ハンデをお持ちの方々が安心して暮らせる環境づくりについて質問いたします。この関係につきましては、教育、雇用、住宅設備・整備、社会参加等と大変範囲が広く、ましてや就任後間もありませんので、具体的な答弁は難しいかと思いますが、町長の「私はこのような施政方針で、安心、安全、そして障害者・健全者の隔たりなく社会の一員として共栄させていきたい。」という強い気持ちに賛同し、特にそのためにまず何から始めたいのか、大なたで結構ですが非常に重要ですので、町長の強い施政方針をお聞かせいただきたいと思います。

続いて、第2問目、町長選挙の決意表明文書の中に「障害をお持ちの方々の授産施設等の建設等」とうたわれておりました。多くの関係者にとりましてはもちろん朗報として受け入れられたようでございますが、現在、福祉作業所、通称「ぴっころ」でございまして、運営されている中、町長のこの考えに至った経過と、またどのような授産施設のイメージなのかをお尋ねさせていただきたいと思います。

最後に、福祉作業所の運営にかかわる今後の町の取り組みの期待についてお聞かせ願います。まずは実質作業についてですが、現在、通所者の月平均の収入は、多い月でおおむね1万2,500円、少ない月で1万円を下回る状況のようですが、県下の作業所の平均月収を大きく下回る現状でございます。通所の方々は、ハンデを抱えながらも一生懸命頑張っておりますが、実労と収入のギャップはあえて口にしないものの、砂をかむような気持ちでいることはだれもが理解をしているそうです。私もそのような中、県内外20数カ所、「ここは」と思われるような作業所の視察に出向きました。結果、結論から申し上げますと、高収入を得ている作業所は、例外なく熱血指導員がいるか、また自治体が、たとえ軽微であっても品物や作業を含め安定的に仕事を提供しているということに集約できるかと思ひ、実感をいたしました。このような観点からも、今後、当町におきましてもぜひ諸団体と検討していただき、また町の仕組み・システムの中でも仕事・作業が発生していくことを求め期待をいたしますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の総括的な質問を終わります。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 根津議員のご質問にお答えいたします。

まず、障害者の方々が安心して暮らせる環境づくりについてお答えいたします。根津議員のご質問のとおり、現在、障害を持つ方々を取り巻く環境は大きく変化をしております。旧3町村におきましてはそれぞれの障害者計画に基づき、ノーマライゼーションの理念のもとに施策を推進してきているところであります。平成15年4月からは支援費制度が施行され、これまでの自治体を通じてサービスを利用する方法から、障害者一人一人が必要とするサービスを自ら選択できる利用者主体の新しい仕組みに変わってまいりました。さらに今年10月、国会において自立支援法案が成立をし、それまで個別の制度運営を行っていた身体・知的・精神障害者及び障害児に対するサービスを市町村に一元化することになります。そして、障害の種類にかかわらず、平成18年4月より段階を追って、障害者の自立支援を目的とした共通なサービスを提供することになります。この法律により、障害者本人を中心とした個別支援が従前より一層効果的・効率的に進められることになると思います。平成18年度中に策定する障害福祉計画は、障害のある人に対する住民の理解を深めるためにも、計画の策定に際してはアンケート調査や策定委員会委員の公募など、広く住民の皆さんのご意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。そして、旧3町村の計画を踏まえ、利用者主体の新しい福祉の仕組みに対応し、障害のある人もない人も、共に生きる地域社会の実現のための第一歩になるような障害福祉計画にしたいと念願をいたしているところであります。

次に、知的身体障害者の授産施設についてであります。授産施設は、18歳以上の知的や身体の障害者の方が必要な訓練を受けて、職業につき、自活することを目的とする施設であります。この授産施設は社会福祉法人等が経営を行い、現在、県内28の施設がございます。この利根沼田圏域におきましては昭和村の2カ所がありますけれども、利根沼田圏域はもちろん、全県的に不足しているのが現状であります。しかし、この授産施設における国の補助採択の現状では、通所については10カ所に1～2カ所、入所にいたってはゼロ採択と非常に低い採択となっております。また、前述の自立支援法の施行に伴い、障害者施設全体の事業体系などが、今後5年間を目途に新しい体系に移行されることとなります。今後の施設整備につきましては、現在の障害者福祉作業所「ぴっころ」とも十分な連携共同を図りながら、社会情勢の変化や関係法令の改正等を踏まえ、障害者のニーズに応じた整備を推進していきたいと考えております。

最後に、障害者福祉作業所「ぴっころ」の運営にかかわる町の取り組みについてですが、障害者福祉作業所は平成13年度に旧3町村で設置をし、現在、社会福祉協議会に委託をして運営をしております。ご質問のとおり作業所に通所している方は、作業を行った報酬を配分金として月々受領しておりますけれども、平成16年度の実績は、1人当

たりの配分が月額1万3,000円程度と伺っております。作業の内容は、清掃業務や町内企業における袋詰めなどの請負作業が主となっておりますが、現在の旧母子センター跡地への移転後、自主商品の和紙工芸や木工製品に加え、平成15年からクッキーやパウンドケーキなどの製造販売にも取り組んでおります。旧3町村におきましても、木工製品等を役場等のカウンターで展示販売、またはクッキー類の定期的な販売の支援もしてきたところでございます。今後のノーマライゼーションの理念のもと、障害のある方が社会の一員として地域の中で生活できる社会を実現するための体制整備に努めてまいります。また、雇用部門、福祉部門等の諸団体との密接な連携のもとで就労の場の確保を求めるとともに、社会福祉協議会と図り、障害のある方に対応する専門職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

さらに現在、新治地区におきましては、「里山の学校」がありまして、この「里山の学校」で、知的障害者の雇用も図るなどしながら、就労の場を確保しているところでございます。先ほども根津議員が申されましたように、やはりそれぞれの障害を持たれている子供さんが自立をするということが最も願うところであるわけでございますけれども、先ほども授産所等の就労をされての配分金等につきましては、まだまだ金額そのものが低いわけでありまして、障害年金をプラスしてこれらの収益をさらに増やして、自立できる、そういう社会をつくるためにも、やはり障害者の雇用という問題がこれから大きな問題になってくるというふうに理解しております。それだけに、現在この新治地内で取り組んでおりますところの「里山の学校」は、スキームの増島ということになっておりますけれども、この「里山の学校」をうまく法人化して、そして知的障害者の就労の場がさらに拡大されるように努力をしていきたいというふうに考えております。したがって、法人の設立につきましては、行政でできる範囲は行政としても努力をするとともに、多くの町民の皆さん方のお力も借りる中でこの法人の設立をして、「里山の学校」の今後の経営等がうまく進み、雇用の場が増えるように努力をしていきたいと考えているところであります。

以上です。

議長（増田宗利君） 根津公安君。

（17番 根津公安君登壇）

17番（根津公安君） ただいま町長から総括的な答弁をいただきました。この後、1問1答方式でまいりたいと思います。

まず初めの1問目、障害者を取り巻く環境整備でございますが、これは恐らく2方向の考え方があるのではないかと思います。先般、成立されました障害者自立支援法に基づいての、その中での運用と、そしてまたこういうものはこういうものとして、またもう一面としては、地域の住民と交流も含め、触れ合いを高めながらのハンデをお持ちの方々と

の触れ合い交流ということでございます。先ほど私が冒頭の中で、共栄という難しい言葉を使いましたが、ハンデを抱えている多くの方々の気持ちは「みんなと仲よく暮らしたい」、この一念であるということをお願いしても、決して私は言い過ぎではないと思います。これを具体的に政策・施策に結びつけるには、とても難しいと思います。これは心の・を開くシステム、常々町長もおっしゃられます「まちづくりとは人づくり」、続いて、人づくりというのは仕組みづくりではないのかと私は思います。さまざまな分野で前例をつくっていく精神で取り組んでいただきたいと思いますし、また自治体が今まで何度も直接取り組む時代がありましたが、もうこれから仕組みを構築した自治体が生き残っていくのではないのかと。そのための仕組みをつくっていただければ、こういった思いやりのあるような暮らしに結びついていく第一歩として考えております。例えば子供にドアの開け方を教えるのに、大人が開けてみせる必要はないのですね。ドアのノブを右に回すのだよ、こういうことを教えれば自然にドアは開きます。こういったように、行政はノブを回す仕組みを考えれば心の・は自然と開き、とらわれた観念のないような福祉社会をつくる第一歩と私は常々考えています。その中で今一度、町長にさらに高い施政方針をお尋ねしたいと思います。単刀直入な町長の気持ちで結構です。

議長 長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 確かに法律をつくっても、それが決して良いものになるとは限らないわけで、やはり良い法律をつくってもそれをうまく運用しなければ、決していい社会も人間関係も生まれませんと思います。基本は、そういう障害を持たれている子供さん方をしっかりと受け止める家庭なり社会なり組織なりが、私は大事だろうと思います。そういうものがしっかりしませんが、なかなかこれはできない。それと同時に、親御さんの苦勞につきましては、先ほど根津議員が言われたとおりよくわかりますけれども、どのような状態にあってもその可能性というものは、その子供さん一人一人の可能性というものはすばらしいものを持っているわけですから、それをいかに引き出すかということがこれから一番大事なのではないのか、それを出すためには、やはり企業の力もありますし、その地域の力も私はあると思います。したがって、これから最も大事なことは、地域力をいかにつくって、そしてそういう子供さん方をしっかりと抱き込むことのできる社会をつくっていくか、これが一番大事だと思います。この関係につきましては行政も、またはその地域も企業もやはりそういう気持ちになって、そういう子供さんたちのためにこれから取り組んでいく社会をつくりたい、つくっていくべきであるというふうに思います。

議長 長（増田宗利君） 根津公安君。

(17番 根津公安君登壇)

17番(根津公安君) 私も良く理解をいたしました。

先ほど町長の中で障害者の自立支援法の話が触れられました。私も短い期間だったので勉強させていただきまして、この支援法、確かにこれはつくるのはデスクであって、その魂を入れるのは本当に、今、町長が申されましたように職員であり、また方々の現場であるという認識でございます。そのような中で、自治体によってサービス実施に大きな格差がある、今まではそういうことを念頭に置きながら勉強に入ったのですが、先般、10月31日ですか、新たに障害者の方が自立した生活をできることを目指す障害者自立支援法が、来年4月からサービス料の原則1割の負担を利用者本人が求められるとして施行されるわけでございます。こういった中で、非常に短時間、短期間の中で、来年の春にはこういったことが施行されていくわけでございますが、ちょっと問題点となることが1点浮かんだのでお尋ねしたいのですが、これまでの同じ制度と異なる部分が多いと。この障害者自立支援法の施行には、複雑なサービス利用のシステムを利用者がきちんと理解するための行政からの情報提供であり、その利便性を高めていくための工夫というのですか、こういったことに対しての準備期間が大変少ない中、どのように取り組んでいくのか、この辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長(増田宗利君) 保健福祉課長。

(保健福祉課長 原澤和己君登壇)

保健福祉課長(原澤和己君) 質問にお答えをいたします。

現在の障害者自立支援法の取り組み状況でございますが、概要の中で一番課題とされていきますのは、障害者の程度区分ですね、程度区分の判定を、市町村で設置をした審査会で2次判定を行うなど介護保険制度に順じた方法により行われることが、現在一番課題とされております。また、精神障害者につきましてもこの制度で行うこととなっておりますので、給付の対象者はもとより、まだ不透明な部分が多い状況の中でございますが、各市町村でもこの制度の施行に不安を抱えているのが現状でございます。しかし、今回の制度の施行につきましては、県民局等を含めまして、県も含めてですが、給付の対象となる身障者または知的・精神障害児の方々に公正かつ誠実に市町村の業務が行われるよう、障害者の福祉担当課長会議の中でも県の支援、要望をお願いしているところでございます。また、先般、担当課長会議がございましたが、担当課長会議の中でも委託相談支援事業につきまして、例えば県域合同で設置をするのか、市町村の単位で設置をするのか、また設置をする場合はどのような法人に委託をするのか、またどのような形態で委託をするのか、また委託をする場合については職員の身分保証でありますとか即戦力の人材の確保、また委託をした場合に市町村の費用負担はどうなるか等々を、現在、検討を始めているところでござ

ざいます。

また、先ほどの質問にもございましたが、このほかの細かな内容等につきましては随時意見交換を実施しながら、スムーズな取り組みができるよう努めていきたいと考えているところでございます。

議長（増田宗利君） 根津公安君。

（17番 根津公安君登壇）

17番（根津公安君） この自立支援法は非常に難解でもあると伺っております。このような一番の問題点のあるところに今のような問題点を認識し、そういった検討されていれば何よりでございます。結構でございます。

続いて、2問目の質問に入りたいと思います。授産施設の建設等でございますが、先ほど町長からのお話もありまして、大体認識をいたしました。ハンデをお持ちの方々にはこういったさまざまな施設の形態がございます。先ほどご紹介がありました昭和村の財団法人化されたくりのみ学園、また自治体が運営指導を伴いますようなこういった作業所運営等、これはさまざまな身障の方々の状態によつての適正な施設があるようでございます。町長がこのようなことまで認識をして今後の通所者のステップアップ、そういった中でどのような施設、またどのような運営のあり方が適正である、こういうふうには認識をいただければ、私は何よりであります。

と申しますのも、この作業所の分野、またこういったいろいろ施設の中で非常に悲しくなるのは、こういった方々のケアの認識が一般的に著しく低いということが現実だという認識です。今回「ぴっころ」が設立されましたが、これは請願可決から約4年を費やしました。しかも、とりあえず出発は正味期限の切れた、もう京壁のぼろぼろ落ちるような施設から出発を余儀なくされまして、さらに通所する方が増え大きな場所を願うと、今度は旧桃野村の役場、また母子センターを経たような現在のよな場所の施設でございます。言いかえれば、何と稼働率がいいのかと思う側面もでございます。老人福祉にはそれなりのケアがあり体制も充実をしておりますが、不幸にも生まれながらにしてハンデを負い生きていく方々には、どうしていつもそのようなことになるのか、そういったことを思いますと本当に私の想像の範囲内だけでは語り尽くせないような感じがいたします。

こういった中で、なぜこんなことを聞くのかと申しますと、私も県内あちこちの視察に行つてまいりまして、一つ物すごく鮮烈に残つた記憶がございます。一例ですが、県内トップクラスの太田市のある作業所に視察に伺いました。こういった中で、視察の最中に所長の携帯電話に何度も電話が入るのですね。その携帯電話の相手は太田市の清水市長でした。私はその所長さんに「何か新しい事業でもやるのですか。」と尋ねました。そうしたら、その所長さんは「いやあ、別に何もありませんけれども、何か思いつくと市長はすぐ携帯

に電話よこして、電話が・繁に来るんですよ。」にっこり笑いながらおっしゃっておいりました。私は、ここにすべてが尽きるのではないのかと思いました。トップがすぐ思い立って、現場の方の気持ちを酌み取るとか、またそういった自分がある、いつもそういった方々に対しての配慮・思いを忘れない気持ちでいる、こういった気持ちが非常に大事なのかなと、私はこのようなことを認識いたしました。

そういった中で、町長もこの授産施設についてはそれなりの思い入れがあるということでございまして、先ほどの町長の答弁で結構でございます。

最後の実際の現在の作業所の運営にかかわる、これも非常に重要な部分なのですが、先ほど町長も申されましたように、現在、主要生産品目は割りばしの包装セット、マグネットキャッチ、はし置き、クッキーづくり、石けんのおい袋、雑巾、公衆電話ボックスの清掃等でございまして、これでは幾ら頑張っても平均月収は今の数字より上がることはなかなか望めないということを私も本当に実感をいたしました。そういった中で、あちこちの高収入を得ていると言われて作業所というのは、やはり行政が非常に後方支援をしている。直接ではございません。非常に軽微な仕事の提供からはじまって、行政もそれなりに安定的に作業、仕事が発生するような仕組みをつくってきております。今までは残念ながらそういったことはなく、そういった仕組みづくりはなく、時々はそのような方々が商品をつくられたものを町が購入していただいたと、こういう経過はございますが、やはりすぐ売上には波があるそうでございます。

そういった中でまたお尋ねをしたいのですが、里山構想の話も今出ましたが、今後、それは時のこれからの話ですが、今の福祉作業所の通所の方々が非常に困っています。仕事もありません。「何とか仕事がありませんか。」というように熱望しておりました。今が困っております。こういった中で、町長もまだ日が浅いですが、行政としても何か仕組み、発生できるようなことのお考えがあるか、この辺を一度お尋ねしたいと思います。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 「ぴっころ」におきましての皆さん方のご活躍につきましては先ほど申し上げたとおりでありますけれども、そういう中にありましても仕事量が減ってきている、そういう中で、それに対してさらに増やす方法はないか、さらには高収入に結びつくような仕事を行政としても起こせないかというお尋ねだと思いますけれども、まずはこの関係につきまして、ここで「これとこれがあります。」というわけにはもちろんいきませんので、そういう皆さん方が働いて、先ほど私が申し上げましたように、障害年金プラス賃金によってそれなりに生活ができるような体制をつくるのが大事であろうと思いますし、そういう観点から、仕事の確保等についてもいろいろと努力をしていかなければならないとい

うふうに思います。

それと同時に、先ほど申し上げましたのは、そういう観点から、株式会社スキームにおきましては知的障害者を雇用して、そしてより多くの収入を得るように、今現在、新たな発想のもとに企業を起こして取り組んでおります。現在、まだまだ月収は低いのですけれども、3名ほど雇用してもらっております。そこに、できるならばもっと人数を増やして、そして事業内容をもっと拡大して、そしてその収益が今よりもはるかに上がるような仕事ができないか、それをスキームの増島社長と、旧新治村におきましていろいろと検討してきた経緯があります。「たくみの里」には木織りの家という「たくみの家」がありまして、その木織りの家の高橋社長にも力を借りまして、この増島氏と連携を取り合って、木織りの技術をうまく活用して新たな企業を起こし、そしてその中に知的障害者を雇用しようということの発想の中から現在に至っております。ここにもありますけれども、名刺にこういう木織りを切り抜いたものをうまく張ったり、あとはこういうブラインドもできるまでになっています。木織りを使ってブラインドまでできます。こういう壁紙までできます。そのくらいまでの技術が定着してきまして、これらを健常者と一緒になってそういうところで働くことによって、今よりもはるかに収入が上がるようにできないかということで、現在、取り組んでおります。18年度からは県の林務部の方も若干なりの補助金も出してくれるようであります。それだけに、このスキームという会社を、行政も許せる範囲において参加したり、または福祉関係に理解ある皆さん方にも出資を願って、この会社の力をつけて、そして先ほど言いましたように木織りを使ってのすばらしい製品ができつつありますので、それらをより多く販売して、より収益を得られるような方向に持っていけたらと思っております。基本は、やはり知的障害者に一人でも多く働いてもらうような、そういう企業にしたいというのが増島社長の当初からの考え方でありまして、私もそれに賛意を示し今日に至っているわけであります。

したがいまして、新しい新生みなかみ町にありましてこういう取り組みに対して理解をし、力添えをいただければありがたいと思っているところであります。

議長（増田宗利君） 根津公安君。

（17番 根津公安君登壇）

- 17番（根津公安君） 具体的に町長から今そういったお示しがございました。この里山構想というのでしょうか、私も非常に興味を持ちまして、自分なりにいろいろ情報を入手して研究してまいりました。非常に効果は高いと思います。さらに「たくみの里」の敷地内を中心としまして、空き店舗やそういったものを利用させていただければ、お客様との触れ合い、そういった魅力ある商品づくりにも取り組んでいけるとするならば、大いに夢が感じられます。

いずれにいたしましても、関係者、または父兄の方と実現可能な夢を町長も一緒に大きく語り合っていて、目標の月収5万円、これに向かっていただくような施策をとっていきたいというのは今回の設問の大きな趣旨でございます。どの授産でも低収入が大きな悩みでございます。トップの気持ちの一つの入り方で大きな差が出るというのも、私も実感いたしました。このような中で、新町長になられたばかりの中で具体的なそういった構想をお持ちのようでしたら、早速関係者の方々、または通所の方々、いろいろな方々とお話し合いをしていただきまして、そのような夢を語っていただければと思います。

今、町長の施政方針をお尋ねいたしましたので、私は以上で質問を終えます。

議長（増田宗利君） 以上で根津公安君の一般質問を終了いたします。

議長（増田宗利君） この際、休憩いたします。2時30分より再開いたします。

午後2時15分休憩

午後2時30分再開

議長（増田宗利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（増田宗利君） 次に、41番高橋光夫君の質問を許可いたします。

（41番高橋光夫君登壇）

41番（高橋光夫君） 41番高橋。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。質問は、介護保険についての質問でございます。

介護保険制度が導入されてから、まもなく6年になろうとしております。この制度の導入に当たって政府はその目的を、家族介護から社会が支える制度へ、在宅で安心できる介護へなどと盛んに宣伝をしました。深刻な家族介護の実態を解決する。このことが制度創設の当初の目的であったはずであり、国民もそのことに大きな期待をかけました。しかし、現実はどうでしょうか。介護が必要と認定された人は、65歳以上の高齢者の6人に1人までに広がっているということであり、その数は、本年5月現在で全国合計が417万余人と言われております。しかし、そのうち約5人に1人に当たる88万人以上の方がサービスを受けていないということでもあります。重い利用料が、低所得者にとって過酷な負担となっていることが大きな原因と考えられます。また、多くの高齢者が、介護の必要性ではなく、幾ら払えるかによって受けるサービスの内容を決めざるを得ない、こういう状況に置かれていることも極めて大きな問題であります。さらに介護保険料が高い上に、その値上げが繰り返されていることも深刻であります。介護保険料は3年ごとに改定される仕組みですが、03年の見直しでは、全国の自治体の65歳以上の住民の保険料は13.1%

の値上げで、基準額の全国平均は月3,293円ということであり、06年4月の改定でも、月3,900円以上へと約2割の値上げが見込まれるということであり、加えて、今年10月から特別養護老人ホームなど介護施設の居住費・食費は、介護保険の対象外となり、原則として全額が利用者負担となりました。この負担増は、利用者にとって極めて深刻な問題であります。

このように高齢者の利用料・保険料の負担が重いため、介護を必要とする高齢者が必要なサービスを受けられるようにという配慮から、独自の減免制度をつくる自治体が全国的に広がっております。厚生労働省の調査でも、05年4月現在で保険料減免は771の自治体、利用料の軽減措置は581の自治体がそれぞれ取り組んでいるということあります。このような措置を国の責任で実施するよう求めていると思いますが、差し当たってみなかみ町でも町独自の低所得者に対する減免制度を考えてはいただけないでしょうか。

以上で総論的な質問を終わります。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新町みなかみ町となりまして、町全体の65歳以上の高齢者の数は、10月時点で6,792名となり、高齢者の全人口に占める割合は27.5%まで推移しております。平成12年度より介護保険制度が開始して6年が経過したところでありますが、合併前の旧3町村での制度運営につきましては、保険料にこそ差異はございましたが、制度の運用方法や給付事業内容での差異はなく、同等であったと認識しております。

それでは、ご質問の町独自の減免制度につきまして、保険料と利用料の2つに分けてお答えをさせていただきます。

まず、低所得者の保険料の減免についてありますが、介護保険第1号被保険者の保険料は、所得階層別の5段階に設定されていることにより低所得者への一定の配慮がなされておりますが、第2段階の中には収入基準の幅が広く、実態として第1段階に相当すべき収入水準の方が存在すると考えられます。県内の市町村の一部では、主に市部を中心にこれらの救済方法として、相当する1号被保険者の保険料を減免する運用を実施しておりますが、実施するに当たり国から示された三原則がございます。1つとして、保険料の全額免除は行わない、2として、収入のみに着目した一律減免は行わない、3として、保険料減免分に対する一般財源の繰入は行わないであります。この三原則を重視した上での実施町村の減免内容は、第1段階に収入水準が相当する第2段階の1号被保険者の保険料を第1段階に減免するというのが大部分であると認識しております。これらの減免は旧3町村

では実施しておりませんが、平成18年度のみなかみ町介護保険事業計画策定に当たり、国より示された所得段階の階層区分を現行の5段階から新たに第2段階を二分した6段階に定め、減免を実施している市町村の減免内容と同様な、最も低額な保険料水準を低所得者に適用することで、町独自の減免制度を創設しなくても低所得者を救済できると考えております。

次に、利用者負担の減免についてであります。県内の市町村の動向としては、平成17年4月現在の資料では、市部を中心に11市町村で独自の減免を実施しております。その内容は、生活保護基準と同等以下の収入水準の利用者を対象に、利用者負担額の30%～50%を減免するもので、対象サービスの種類としては居宅サービス事業に限るのが大部分でございます。町では、世帯住民税非課税の居宅サービス利用者を対象に、社会福祉法人による利用者負担額の減免や訪問介護に対する減額措置を行っているところですが、今年10月の制度改正に伴い施設利用者や通所介護等の利用者を対象に、所得に応じて負担軽減策を設け、食費や住居費が軽減される制度も既に始まっております。これらの制度につきましてはいずれも国や県による減免制度であります。介護保険制度は社会保険制度であることをかんがみ、まずは既存の制度を最大限に活用して、保険料や利用料負担額が過度とならないように配慮してまいりたいというふうに考えております。

そこで、独自の減免制度の創設は、現在、考えておりませんが、しかし町民のご協力をいただき、行政支援の中でできることを検討してみたいというふうに思っております。例えば冬季間、ひとり暮らしの高齢者等要支援者の介護施設利用が増大をしております。制度にはありませんけれども、宿泊施設の協力をいただき、冬の間、避難という格好で、6カ月ほど長期滞在の安価の宿泊契約を結び、一部介助協力をいただきながら集団生活をしていただき、春には自宅に訪れるというような活動も考えられます。基本は本人負担による実施でありますけれども、平成18年4月より第3期介護保険のスタートとなるわけでありますので、この介護保険の活用によってといいますか、介護保険そのものの法の改正等も伴うかもしれませんけれども、こういうことができるように国・県の方に働きかけてみたいというふうに思っているわけです。

降雪期に入りまして、ひとり暮らしのお年寄りがそれぞれの自宅で生活できないという方等もおられるわけでありまして、そういう皆さん方は特養等の施設に避難をする方もいるようであります。しかし、この地域は温泉もあり、宿泊施設も大変にあるわけありますから、それぞれの関係者の協力のもとに、ある一定期間、大変に降雪の多い期間、そういう方々を受け入れて、そして集団生活ができるようなことができないかというふうに思うわけです。当然今の法律からいきますとグループホームの認定等をしなければできないということになるのだと思いますけれども、地域地域にはそれぞれの実情がありますので、

この介護保険の運用をうまくする中で、こういう皆さん方に低廉な価格でこの寒い冬を何とか乗り切るといような体制も、介護保険等を活用する中でできないかということは、今、考えております。いま少しこれらの方向を詰めまして、国・県に働きかけてみたいと思っております。

以上です。

議長（増田宗利君）高橋光夫君。

（41番高橋光夫君登壇）

41番（高橋光夫君）ただ今町長から答弁をいただきましたが、町長の答弁の内容としては、独自の減免制度は今つくることは考えていないけれども、介護保険に関係するいろいろな施策の中でそれなりの対応を考えている、そういうご答弁のような気がいたします。

また、今回、介護保険が改定されますが、これは国の方針としても、現在、5段階に分かれております保険料徴収区分をさらに細分化して、低所得者の負担を軽減するという目的を持ってそのような改正をしたわけですけれども、それによって町長が言われるように、保険料の軽減措置はある程度はできるのではないかというふうに思います。したがって、その介護保険料の徴収の区分の問題ですけれども、みなかみ町としては現在どのように段階を分けて、できるだけ低所得者の負担を軽減するような方向で改正をするかというもので具体案がありましたら、お示しをいただければと思います。

議長（増田宗利君）保健福祉課長。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君）質問にお答えいたします。

新しく施行されます新保険料でございますが、現行では5段階でございますが、これが6段階に設定をされます。この6段階の第2段階でございますが、この第2段階につきましては、世帯全員が町民税非課税である者、また本人の年金収入が80万円以下の方がここに該当するわけですが、この中の調整率、現在0.75でございますが、これが0.5となります。ですから、この2段階を細分化することによりまして、第1段階と同じようにフォローできる部分ではないかと考えております。

議長（増田宗利君）高橋光夫君。

（41番高橋光夫君登壇）

41番（高橋光夫君）そうしますと、みなかみ町の改定の保険料の徴収の取り扱い方は、現行5段階を6段階に分ける。それで、第2段階を、国の方で考えている新第2段階と新第3段階というような分け方で分けていこうという考え方ですか。

議長（増田宗利君）保健福祉課長。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） 保険料につきましては、現行でも所得によって分かれております。今、国で示されているのは、第1から第5段階なのですね。これが第6段階になります。先ほどの繰り返しになりますが、この第2・第3段階を国の制度と同じようなとらえ方をしていきたいと考えております。

議長（増田宗利君） 高橋光夫君。

（41番高橋光夫君登壇）

41番（高橋光夫君） 第6段階に分けて保険料を徴収するという区分は前々から認められていた区分だと思います。第4段階・第5段階が、課税層を対象にした区分になっていたわけですね。だから、この段階の人たちを6段階まで区分してやるということは、今までも認められていたことではなかったですか。

議長（増田宗利君） 保健福祉課長。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） 今回の改正は、この現行の第2段階であった部分が、調整率が変わってくるわけですね。現行では0.75でしたよね。今回の改正では0.5の調整率になります。

議長（増田宗利君） 高橋光夫君。

（41番 高橋光夫君登壇）

41番（高橋光夫君） そうしますと、国が改定を考えている内容とはやや違うような感じもするのですけれども、私が調べた中では、現行の第2段階がありますね。要するに市町民税非課税世帯ですね。これを2つに分ける。新第2段階と、それから新第3段階に分化するというようなことが示されておりますし、また課税層ですね、この保険料設定の弾力化ということで、これまでの原則は2段階になっていたわけなのですけれども、この課税層の区分分けを何段階にも分けていいと、もちろん切りもなく細分化するわけにはいかないとはいえますけれども、これを細分化してもよいというような内容になったと思うのですけれども、この私の解釈は間違いですか。

議長（増田宗利君） 保健福祉課長。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） 現行の場合、5段階でございます。今回につきましては第6段階でございます。ですから、同じ事の繰り返しになりますが、現行の第2段階を第2・第3段階に改めますというのですか、調整をするわけでございます。

議長（増田宗利君） 高橋光夫君。

（41番 高橋光夫君登壇）

41番（高橋光夫君） 今までも6段階に区分をして保険料を徴収している自治体はあったのです

よね。これは第4段階と第5段階を3段階に分けてもよろしいということがあって分けていたのだと思いますけれども、ではそういうことでなくて、今度新しく示されたのは、国の方では課税対象の区分を細分化しても良いということではなくて、6段階だということを示しているわけですか。

議長（増田宗利君） 保健福祉課長。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） 現在のところでは、国で示されているのは第6段階までです。旧3町村で取り組みをしていたのは、第5段階で取り組みをしておりました。

議長（増田宗利君） 高橋光夫君。

（41番 高橋光夫君登壇）

41番（高橋光夫君） それでは、わかりました。私は旧月夜野町の時代にも、介護保険料と利用料の軽減措置を求める一般質問を繰り返し、繰り返し行ってまいりました。しつこいというふうに思われるかもしれませんが、これをやってきたわけなのですから、なぜできないのか、その辺のところ、よその町村がやっているのにこちらの自治体ではできないのかというのがなかなかはっきり見えてこないのです。例えば栄村では3年前の保険料の見直しの段階では、介護保険準備積立金というのがありますね。これを取り崩すことによって保険料の値上げを抑えたというようなことであります。考え方がさまざまありますから実際に町の方で使えるかどうか判断するのはいろいろあると思うのですけれども、準備金を使うというようなことも当然可能だと思うのですけれども、この辺はどうなのですか。

議長（増田宗利君） 保健福祉課長。

（保健福祉課長 原澤和己君登壇）

保健福祉課長（原澤和己君） 介護保険料につきましては、現在、推計をしているところでございます。現在、基金が1億7,400万円ほどだと思うのですが、これもうまく活用して、利用者の負担増にならないような配慮はしていきたいと考えております。

それと、先ほど所得の低い方の質問でございますが、これにつきましては今回の新しい制度の中で、例えば高額介護サービスにつきましては保険給付の1割を、現在、利用者が負担をするわけですが、平成17年10月より現行の2万4,600円が1万5,000円に引き下げられます。それと、先ほど町長の答弁にもありましたが、社会福祉法人によります利用者の負担軽減制度、これにつきましても、今まで軽減の対象となる年収要件は50万円で行ってまいりました。今回の改正では150万円に引き上げられます運用改善も行われてございます。また、所得の低い方の居住費でありますとか食費の負担額でございますが、これも特に年金額が老齢基礎年金の水準相当の80万円以下の方につきましては、月額2万5,000円が1万5,000円に引き下げられております。ですから、これらを

総体的に考慮いたしますと、単独で減免をしなくてもかなりフォローできる部分はあるかなという感じを今とらえている状況でございます。

議長（増田宗利君） 高橋光夫君。

（41番 高橋光夫君登壇）

41番（高橋光夫君） 私としては、独自の減免制度をつくってほしいということで一般質問をしているわけですので、当然これは今後もそういう考え方で私としては臨みたいと思いますけれども、現段階ではそのことは考えていないという町長の答弁もありますので、これはまた先に送って、また引き続き求めていきたいというふうに考えておりますが、今度の改定で保険料の区分がそういうふうに分かれましたので、この中でそれなりの低所得者に対する保険料の軽減、それから積立金の利用によってもある程度は可能だというふうに思われますので、それらを生かしながら保険料軽減の措置をぜひやっていただきたいということでございますが、この辺についてさらに見解を求めて私は質問を終わりたいと思います。

議長（増田宗利君） 町長。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 高橋議員のご質問は、その減免措置を何とかとれないかというお話、それはよくわかります。ご意見としては承っておきますけれども、現状の町の財政状況等もあるわけでありますので、その財政状況等については率直にお話をしているところでございます。ぜひご理解をいただいて、国・県で示している中での介護保険制度をもとに事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それと同時に、今回の改正に伴って私なりの考え方を国・県の方に申し上げて、実現して、そしてひとり暮らし等のお年寄りの皆さん方のことを考えた介護施策をとりたいということをお先ほど申し上げましたけれども、やはりグループホームの認定とか、そういうものが出てくるかもしれませんけれども、実際のところ、例えば1日5,000円で生活できたとしますね。そういうところの民宿等もあるわけですが、そうしますと1カ月15万円ですよね。介護保険でいきますと1割ですから、1万5,000円あればいいわけですね。要するに、介護保険そのものとしても、例えば施設に入りますとそれが20万円とか30万円とかになるわけですから、当然介護保険として支払う金額は多くなりますけれども、今、私が申し上げたようなことがもし実現できるならば、本人も良かったり、介護保険そのものも歳出が少なくできるわけですね。だから、いろいろと介護要件、それぞれの認定によってできる方とできない方がいると思いますけれども、やはり居宅サービスの皆さん方についてはそれは実現可能であるわけですから、何かそういう方向でできないものか。やはり冬季間あいている民宿さんにうまく協力願ってするならば、お年寄り

もいいし、民宿を経営されている方もいいのではないのか。そういうことを何とか考えてみたいということでもあります。いろいろと法律の問題点等々がありましてそう簡単ではないと思いますけれども、この地域は大変に降雪の多い地域であるし、また特殊性のあるところだと思います。これらをうまく生かしてできないかということで、これからは取り組んでいきたいというふうに思っていますので、またお力添えを願えればと思います。

議長（増田宗利君） 高橋光夫君。

（41番 高橋光夫君登壇）

41番（高橋光夫君） それでは最後に、引き続き介護保険のさまざまな給付内容の改善とか取り扱ひ上の改善点を町独自で考えていただいて、より皆さんが安心してサービスを受けられる制度につくり上げていただくように一層の努力を要求いたしまして、私の質問を終わります。

議長（増田宗利君） これにて高橋光夫君の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして一般質問を終わります。

休会の件

議長（増田宗利君） お諮りいたします。

明12月15日から21日までの7日間は、議案調査のため休会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（増田宗利君） ご異議なしと認めます。

よって、明12月15日から21日までの7日間は休会することに決定いたしました。

12月22日は午前10時から会議を開きます。

散会

議長（増田宗利君） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時散会